

第1回定例会会議録

平成30年 3月 7日(水)

開 議 午前10時00分

○議長(小井土哲雄君) おはようございます。

これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長(小井土哲雄君) 日程に従い、これより一般通告質問を続行します。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
177	6	古 越 雄一郎	子どもたちの安全対策について
			空き家・耕作放棄地問題について
193	7	五 味 高 明	平成30年度当初予算について
212	8	井 田 理 恵	エコールみよたの利活用の充実へ
			町内中小企業への新たな振興策について
229	9	池 田 る み	災害時の要支援者の支援について
			子供の交通事故防止のために

通告6番、古越雄一郎議員の質問を許可します。

古越雄一郎議員。

(4番 古越雄一郎君 登壇)

○4番(古越雄一郎君) 通告番号6、議席ナンバー4、古越雄一郎です。

昨日の一般質問では、平昌オリンピックの明るい話題が多くありました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック開催となります。

私、半世紀ぐらい前ですが、東京オリンピック、ちょっと思い出があるんですよ、はだしのアベベ、東洋の魔女、すごく元気をもらった記憶があります。しかし、今回、東京大会が終わるころ、私たち団塊世代が75歳以上、後期高齢者となり、さらに全国民の3人に1人が65歳以上の超高齢化国家となります。

現在、少子高齢化に突入し、国もそれぞれの自治体も対応に深刻に取り組んでおります。しかしながら、高齢化に至っては、人が年を重ねる結果であって、歯どめをかけることはできません。また、少子化も簡単にはとまらない現実があります。

当町も、さまざまな分野で重点事業として計画されています。避けることのできない人口減少時代、財源不足、人材不足もこれから進んでくると思います。このような社会の変化に先取りし、実現可能な目標に向かって事業展開が必要だと思います。

それでは、質問に移ります。減少する子ども関連と増加する高齢者関連問題の2件についてお尋ねします。

昨日も質問に対して回答の件で、協議、それから検討という話もありましたが、今回、私の質問に対しては、できないものについてははっきりできないと、検討する、協議すると言われると、どうしても何か前向きにいいんだなというふうに捉えてしまう世代の者ですから、だめなものはだめとはっきり言っていただければありがたいと思います。

最初に、子どもたちの安全対策について。

各地で登下校時に想定外の事故や事件が年々増加している状況を踏まえて、安全対応の強化が必要と考えます。

けさもニュースで見ましたけれども、安全であるべき歩道にやっぱり車が乗り込んで1人亡くなったり、ぶつかったりという、ここ一、二年でそういった運転ミスによって通学路、そういったところに飛び込んでくるという、全く今までには考えられなかったような事故が大変起きております。また、通学途中にやっぱり不審者、そういった者、人たちが出ることによって、非常に今までにはないような状況の社会変化が起きていると思います。

そういった中で、通学路の安全点検について、現状と、また新年度を迎えての対応についてお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、通学路の安全点検などについてお答えいたします。

御代田町では、平成24年4月に京都府亀岡市で10人が死傷するという悲惨な事故を受けまして、同年の8月に国土交通省佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校及び教育委員会により通学路における緊急合同点検を実施しました。

その後、通学路の交通安全の確保に向けた推進体制を整備し、安全・安心な通学路を構築していくため、平成26年3月に御代田町通学路交通安全プログラムを作成しました。プログラムは、国土交通省佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会が連携を図りまして、定期的に通学路における合同点検を実施することとしています。

点検結果を踏まえ対策を講じ、対策実施後の効果検証を行い、検証結果を踏まえた改善充実などを一連のサイクルとしまして、継続的な安全性の向上に取り組む内容となっており、現在も実施しております。

また、通学路と通学路以外の河川や用水路などをも含めた、そういったものも対象とした危険箇所については、学校ではPTA校外指導部と連携し、各地区の危険箇所を把握しています。教育委員会では把握した危険箇所をもとにして、学校長、PTA役員、警察、県や町の道路管理者などの関係機関が集まり、町内の危険箇所の点検を実施しております。

これらにより通学路の安全点検としましては、1つ目が、交通安全プログラムによる通学路の安全点検、2つ目が危険箇所の点検と、この点検を毎年交互にそれぞれ実施している状況であります。点検では、箇所の確認に立ち会っている関係機関に該当箇所の改善をその場で要望しております。

近年の点検における改善結果としましては、児玉東交差点の信号機を歩車分離式へ改良したこと、それから町道小田井追分線、それと町道三ツ谷清万線のグリーンベルトの設置をしていただいたこと、それから杉の子幼稚園南側の交差点の横断歩道の整備、そういったものがされている状況です。

教育委員会としましては、児童生徒が安心して通学できる通学路となるよう、毎年、危険箇所の把握を行いまして、予算が必要になる箇所や、関係機関との調整が必要な箇所につきましては、引き続き要望を行い、改善に努めてまいります。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 通学路について定期的に点検はされているようですが、まだい

ろんな人からの意見も聞いたり、私も見たりするんですが、やはりフェンスがここ欲しいなという場所があったり、それからフェンス、ガードレールはあるんですが、やはり下に川があって、あっ、この幅だと子どもたちがのぞいたりすると落ちるかなというようなところもあります。

そういったことについてやっぱり、それと、あとは歩く歩道がU字溝にふたを付けた状態のところまで歩道になっている箇所もあります。こういったところは、冬場やはり平でなかったり、ちょっとつまずいて転んだり、フェンスがないためにおっこちたりということも考えられますが、万が一のことを考えた場合に、なかなか難しい問題もあると思いますけれども、そういった念には念を入れた対応も必要かと考えております。

それと、町内の中はやはり道路が狭いために、歩道でラインを引いてありますけれども、いっぱいいっぱいの車、大型化していますので、そういったところの歩道の整備、難しいと思いますけど、これは両方向をやっぱり広くしたりすることもこれは必要だと思いますが。

それと、定期点検については、関係者以外で通常、見守り隊で子どもたちを見守っている皆さん、あるいは関連しているPTAの関係、そういった関係と、あと信州型コミュニティスクールの絡みの中での学社隔合で、地域の皆さんも参画をする中で、大勢の皆さんがそういった点検に当たって、いろんな面からの意見を聞くと同時に、その地域の人たちの協力を仰ぐ体制も考えていったらどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 地域の方たち、あと保護者の皆さんからの協力ということでございますが、危険箇所の点検については、学校を通じてPTAの皆さんから、どこが危険かということを毎年毎年承っております。また、見守り隊につきましては、信州型コミュニティスクールの一つとしてボランティアの皆さんに協力していただいているわけですが、もしそういう箇所等があれば、教育委員会でもいいですし、学校でもいいですし、そちらのほうに言っていただければ、またその危険箇所の中でその部分も含めて点検してまいりたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 一層の点検の強化、改修のほうも強化をよろしくお願いします。

次に、ヘルメットの着用についてですが、昨年も池田るみ議員から質問がありましたが、多くの小学校でもヘルメットについては着用しております。やはり頭部を守るということについては、今、想定外のいろんな、車も飛び込んでくる、何か落ちてくる、あるいは転んだところは、昔と違って、ほとんどがコンクリート、あるいはそういったことがあるところで、やっぱり頭を守るということは、ヘルメットをかぶることによって子どもたちの感覚も変わりますし、こういった面について安全第一を考えて、せめて低学年の皆さんについてでもいいんですが、そういったヘルメットの着用の再考を検討していただければと思いますが、いかが考えますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） お答えいたします。

ヘルメットの着用につきましては、登下校時における安全対策や自然災害などに備え、安全対策上有効であるというふうに認識しております。

近隣の状況ですけど、議員御承知のとおり、佐久市と軽井沢町では、全ての小学生はヘルメットを着用しております。小諸市では、本年度から小学生1年生のみがヘルメットの着用を始めたということでございます。そのほかの学年についての導入については、まだ検討中ということでした。

そういった中で近隣の状況を伺うと、ヘルメットは特に夏の暑さが厳しい時期においては、熱の発散が不十分となり、熱中症の原因になりかねないおそれがあるといったことや、しっかり着用しないと視界が妨げられることもあるというふうな話を伺っております。

昨年も池田るみ議員からも、こういった要望で質問いただいております。その後、3校の校長会の中でもヘルメットの着用についてはちょっと話し合ってもおりますので、保護者や今、学校の意見なども十分に踏まえまして進めていきたいというふうに検討しておるところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 前向きに検討していただけるということですので。

ヘルメットについては、やはりこの周辺に限らず、もっと暑い地域、関東方面でも統制してかぶっているところがあります。これは本人もそうなんですけれども、

外から見たときに、ああ、子どもたちが歩いているなどというのは、登下校時にはヘルメットの色が黄色とか白なものですから、ああ、子どもたちがいるなどというのは目につきますし、また、ドライバーとかそういった人たちも、そういったものを目安に安全面が確保されるんじゃないかと思います。

また、御代田については、今までもちょっと私、感じていたんですが、ヘルメットが着用ない、それに伴って小学生も帽子をかぶらない子どもがかなり増えてきております。いろんな作業については、その時々によってかぶる帽子も変わりますが、ヘルメットだったり、帽子もあるのですが、頭の保護というものは必要かと考えますので、そういった面も踏まえて、よろしく前向きに御検討をお願いしたいと思いません。

次の質問に移ります。登下校時の安全指導について、現状とこれからの方向性をお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 登下校時の安全指導でございますが、小学校では、1、2年生を対象としまして、交通安全教育支援センターから指導に来ていただき、交通安全教室で路上や横断歩道における歩き方の交通指導を実施しております。3年生から6年生については、警察や交通安全協会からやはり指導に来ていただきまして、路上における歩き方、それから自転車の乗り方に関する交通指導を実施しております。教員は、登校時の安全指導を実施するとともに、下校指導では、子どもたちと一緒に学区内にある「子どもを守る安心の家」を確認しながら交通安全指導を実施しているところです。このほかには、PTA校外指導部に協力していただき、年2回の登校指導を行っております。また、両小学校では、先ほども申し上げましたが、信州型コミュニティスクールの一つとして、ボランティアに協力いただいている登下校時の見守りをしていただいております。見守りにつきましては、議員の方の協力もいただいておりますので感謝申し上げる次第でございます。

それから、中学校では、交通ルールを守って登下校できるよう、日々の指導や交通安全教室を通して安全に対する意識を身につけさせ、交通事故の防止を図っているところです。そのほか中学校でも、同じように、PTA校外指導部に協力いただき、春と秋に登校指導を行っております。これらは引き続き学校における交通安全指導として行いまして、子どもたちが安全で安心して登下校できるよう、取り組ん

でまいります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 定期的に安全指導を行っているようですが、思い起こせば、私もやっぱり小学校、中学校時代、現在ほどこういった指導とか何もなかった、放任主義の時代だったんですけれども、やはりいろんなものに興味を持ったり、それから危ないところには行きたかったりということも、子どもたちは本能的にあります。私も中学のときに、前の御代田中学ができたころ、建つ三層の時代ですね、あそこに通学のために、柴町のところにある柴橋ですか、あそこの欄干をどこまで渡れるかという、渡ったことを覚えております、競争してですね。それから、3階のテラスの上を、あそこを競争してどこまで行けるかということをやった経過もあります。校長室で何度も座らされてお世話になったこともありましたけれども、やっぱり子どもたち成長期については、なかなか危険とか、そういったものは感じず、どうしても興味があるとそっちのほうへ行きたいというのは、そういういろんな関心を持つあれだと思いますので、やはり登校時のいろんな方たち、それから安全指導についても、自分の身は自分で守るといふ、緊張感も含めた指導内容を徹底していただきたいと考えております。

今、歩行道路あるいは登下校時に歩いていても、何が飛んでくれるかわからない、こういった時代ですので、そういったことは守ってもらうんじゃなくて、子どもたちが自分たちで自覚を持って守るといふ、そういう精神、心をやっぱり磨けたらなと思います。これについては、信州型コミュニティスクールの含みを考えて、異世代交流の中で先輩方のいろんな交流の中で、子どもたちにいろんな形での交流を深める中で人間力をつけていけたらなと考えておりますので、また教育委員会なども前向きに真剣に考えて、子どもたちは宝物ですので、すばらしい成長を見届けていきたいと考えております。

次の質問に移ります。高齢化、後継者不足による空き家、耕作放棄地、所有者不明土地が年々増えております。今までは長い人間の歴史の中で、土地、建物、これは貴重な資産・財産として相続されてきました。この相続については、身内の中でも本当に取り合いで裁判になるほどのやっぱり大事なものでありました。

最近では、少子化あるいは核家族化が進む中で、維持管理ができず、負の遺産と

なり、深刻な問題になっております。テレビでも、ニュースでも出ておりましたけれども、土地の所有不明者、これによって道路が広くなったり狭くなったりする場所があったり、それぞれ自治体の役員の方もその確認に多くのお金をかけて調査しているというニュースも聞いております。日本全体で九州ぐらいのやっばり土地になっていると、大きさが、不明者があるというニュースも聞きました。これは年々増えていくというようなことを聞きました。

御代田町の場合は、人口も増え、非常に健全なまちづくりの中で、あまりこういったことは気にしていないようですが、最近、やはり私たちの周辺でも、そういった土地あるいは空き家も目立つようになってきております。

こういった問題について、税務上、所見される当町の弊害があるようでありましたら、現状と傾向についてお尋ねいたします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 所有者不明土地について、税務上、所見される弊害の現状と傾向についてお答えいたします。

所有者不明土地は、課税や徴収業務に支障を来しております。具体的には、事務量の増加と徴収税額、いわゆる税収の減少です。

まず、固定資産税でいう所有者とは、法務局に備えつけられた登記簿もしくは町が整備する土地課税補充台帳に所有者として登記または登録された者で、台帳名義人と実態的所有者が一致しなくても、固定資産税の納税義務者は台帳名義人となります。

土地に係る固定資産税は、地方税法によりその所在地の市町村において課税をし、例外はありますが、その所有者が納税義務者となります。

では、なぜ所有者不明土地が発生するのかというと、所有者の転居――引越しです。ね、そういったものによりその所在地が特定できない、所有者の死亡や相続人の相続放棄などにより所有者を特定できない、法人の解散などにより所有者を特定できないなどが主な原因となります。

具体的には、不動産登記簿に登記された土地の所有者等に納税通知書を発送し、住所不明で配達できずに戻された場合、地方税法の規定などにに基づき調査を行い、現住所や所有者の死亡、法人の解散が判明します。

この調査で住所が判明しなかった者や死亡した所有者の相続人不存在、解散した法人の清算人が選任されていない場合などに所有者不明土地となります。

所有者不明土地は、その後、さらに調査を行い、民法や会社法の規定により、家庭裁判所に相続財産管理人や清算人の選任の請求など、いわゆる管理・処分権者選任手続を行うことで所有者を特定することができますが、この手続を行うには、費用や事務負担も大きく、町以外の債権者の存在などにより換価が困難であるなど、徴収目的達成に支障となる事情も多いため、御代田町ではこの手続を実施しておりません。

したがって、所有者不明土地に係る固定資産税は、納税を見込めないという理由から、執行停止処理をしてから不納欠損処理をするようにしております。

このように、納税通知書を発送し、住所不明で配達できずに戻された時点から、実際に行わなければならない一定の手続が大量に発生し、事務量やその処理に要する時間と経費が増加します。

都市計画税を含めた固定資産税の徴収税額の減少については、平成29年度2月末現在において約425万円を不納欠損として処理しています。

所有者不明土地は、空き家問題、耕作放棄地、放置林、まちづくりなど、さまざまな要因を内包した地方財政の問題と捉え、今後、その件数が確実に増えていく中で、税務課だけではなく、町全体の重大な課題として真剣に向かい合っていかなければならない問題だと捉えております。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） ちょっと関連ですが、今、土地も相続ですか、この辺についてはなかなか亡くなってから即という期限もなく。聞くと、いろんな私たちの周辺でも、2代も前の名前の方、そういったのがかなり、相続がされていないという土地があって、そこからいろいろたどると非常に複雑になってきてしまうというようなこともあると思います。

私ごとですけれども、うちのおやじが亡くなって30年になりますが、電話の書きかえがしていないために、おやじの名前で請求がその都度来ております。なかなかそういった手続がされていない部分がありますけれども、町の中でかなりそういったものは御代田町の中でもありますか、名義変更がされていない土地について、わかりましたらお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） 相続という部分におきましては、なかなか議員のおっしゃられたとおり、問題を抱えている部分だと思います。所有者が亡くなられた場合に相続が速やかに行われることが非常に望ましいわけでありますけれども、実際にはいろいろな問題がありまして、相続人間の決まらない問題であるとか、あるいはその土地について財産的価値が見出せなくなったために、それに受ける納税義務とかいった義務をしようことに対して抵抗があって、相続手続を行わないというような場合がございます。

税法上では、先ほども申し上げましたように、不動産登記簿に登記された人が納税義務者ではありますけれども、相続に関しては、相続人からの徴収の手続ということで、地方税法第9条の2におきまして、相続人代表届というものを出示していただきまして、相続手続が終わらない場合にも、この人を相続人の代表としてとりあえず定めますというような届け出を出していただくことによりまして、その方に納税義務を発生させるという手続があります。

つけ加えまして、住所変更等につきましては、町の任意の様式ではありますけれども、税務課で把握している納税人の住所地を変更する場合には、任意の様式によりまして、ここに引っ越します、住所を変えましたというような手続をしていただくことによって、確実に納付書が届くような手段を講じております。必ずしも全てに関して相続登記が行われているかということ、そういった部分でないものも多々見受けられるという現状でございます。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 相続変更の規定については、今まで行政のほうもなかなかそういったものについての徹底がなかったという点を踏まえると、私たちの周辺でも、長年やったんだけど、いろいろと調べてみたら自分ちの土地でなかったわなとか、そういったことも出ますし、そういう処理方法について、一般の方がなかなかそういった知識がないということもありますし、いい時代でもあったために、その流れの中で来た、そういったことがこれからどんどん出てくるかなというような気がします。

それと、次の質問に入りたいと思いますけれども、相続の問題、負の遺産という言葉を使いましたけれども、私も息子がいて、おやじももう年だから、今ある田ん

ば、畑は困るから、生きていうちに処理しといてくれよという話を聞いたり、それから、やはり後継者のいない方については、年金の中で、自分で取り扱いもできなくなってきたと、借り手もないと。だけれども、周辺に対して迷惑をかけるので、やはりお金をかけて草の整理、そういったことをやっている。

ただ、もとになるものは年金、年々少なくなる年金の中で、保険料、もろもろを払った中で、安いとはいえ、固定資産税、ちりも積もればで、持てば持っているほどやっぱりその負担は大きくなる。それに伴って生活もいい時代で、楽になりましたけれども、金のかかる生活。基本料金、もろもろのものをいろいろ、ひとりで住んで、あるいは2人でいても、払うものについては最低限必要であると。そうなると、年金だけでは足りなくなっているというやっぱり高齢者もかなり増えてきております。

そういった中で、おのおのの自治体で、そういった空き家あるいは耕作放棄地についても、工夫、努力をされ、創生事業として取り組んでいると思いますけれども、御代田町の中で空き家、それから耕作放棄地についての現状の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。建設水道課からは町の空き家の実態についてお答えいたします。

長期間にわたり誰も管理していない空き家は、建物の老朽化、防災・防犯上の問題、景観や衛生の悪化などが社会問題となり、平成27年5月には空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

こうした動きを受けまして、町内の空き家の実態を把握するための調査を平成27年12月から平成28年3月にかけて実施しております。

水道の利用状況や住宅地図、また現地の調査から、空き家の場所、その状態等を把握するものでございます。調査した建物の総数が1万2,097棟、そのうちおよそ3.3%に当たる398棟が空き家として判定されております。空き家の判定398棟のうち、一戸建て住宅が251棟、次いで住宅の附属家が89棟となっております。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

(産業経済課長 大井政彦君 登壇)

○産業経済課長(大井政彦君) それでは、私のほうは耕作放棄地の現状のみでよろしいでしょうか。現状だけでいいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)では、現状のほうから報告させていただきます。

本年度実施した調査、耕作放棄地の面積ですが、131.9haとなっております。29年度、農林水産関係市町村別統計による耕作面積746haの約17.6%を占めているところでございます。

そのうちの再生利用が困難な耕作放棄地につきましては、73.9haで耕作放棄地全体の約半分がそれに当たるところでございます。

こうした放棄地については、地域の意向や実情を見まして、農地法との整合を図りながら、農業委員会において非農地判断を慎重に検討していくという必要があります。

一方で、農業従事者の高齢化により、耕作条件がよい農地であっても、耕作者を確保できないために荒廃化が懸念される事例も増加していることから、長野県農地中間管理機構が農地中間管理事業への貸し出し申し出があった農地について、借り受け予定者が確保できない場合に、農地中間管理権を取得して、最長2年間、農地の保全管理をし、市町村が中心となって、次の耕作者の確保と転貸につなげる農地管理事業を行うなど、地域の優良農地の維持や利用の効率化を図っているところでございます。

○議長(小井土哲雄君) 古越雄一郎議員。

○4番(古越雄一郎君) 空き家、耕作放棄地、こういった問題については、現状を踏まえて、これからの高齢化、そういったことを踏まえますと、これからますます増加する傾向にあると思います。

こういったことを踏まえて、地方創生、活性化に向けての町の具体的な計画等がありましたらお願いします。

○議長(小井土哲雄君) 荻原企画財政課長。少々お待ちください。大井産業経済課長。

○産業経済課長(大井政彦君) 失礼しました。その対策等につきましてですね、当町において、農業振興地域内の農用地の耕作放棄地を伐採、伐根、耕起、整地等を行い、営農を再開もしくは耕作可能な状況を復旧するために要する経費についての2分の1以内で補助をする耕作放棄地解消事業補助金を交付しています。

この事業による過去3年間、平成26年から28年までの間ですが、補助金総額は49万4,000円で、解消面積が約1haとなっております。引き続き耕作放棄地の解消に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

そのほかに耕作放棄地解消の一環として、レタス根腐れ病対策とあわせ、玄ソバ販売量1kg当たり200円の補助や、汎用コンバインの購入、刈り取り委託料ですが、1反歩当たり3,000円の補助など、耕作者の支援事業として毎年ソバ振興を行っております。過去3年間でコンバインの刈り取りに249万円、ソバ耕作者補助金に1,008万円支出しております。1年当たりに平均しますと、刈り取り補助が83万円、ソバ耕作者補助が336万円となっております。

いずれにしましても、離農や高齢化によって全国的に農業者人口が減り続けているという現在、大変厳しい状況ではございますが、遊休農地の集積、地域の意向、転用などのほかに、現状の農地面積をこのまま保持し続けるために重要だと考えられることは、全ての農作業の工程を個人単位で行うのではなく、規模の大きいところでは土地改良区や中山間地営農事業組合などの地縁集団で行う集落営農組織、小規模では、隣接耕作者同士の隣組や親戚同士などを活用しながら、地域で声をかけ合い、組織単位で協力し、農地を荒らしづらい、なるべく農地が荒らせられないというような環境にしていくことも大切ではないかというふうに思っております。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員、テレビを見る、聞く側の配慮も考えて、再度質問をお願いします。古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 町として、やっぱりそういった状況を踏まえて、地方創生、活性化に向けてのこれからの具体策、施策がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

平成27年の5月から空き家の有効活用、定住促進による地域活性化を図ることを目的としまして、空き家バンク事業を実施しているところでございます。

現在の状況であります。平成30年2月までに15件の空き家登録がございました。そのうち10件について、売り手、買い手など、それぞれの条件が整い成約され、現在1件が商談中となっております。これまでに14名の方が御代田町へ移住している状況で、少しずつではございますが、成果を出してきているところでござ

ざいます。

こういった事業をしているところでございますが、先ほどから出ておりますこの空き家と耕作放棄地について結びつけられないかということではよろしいかと思うんですけども、当町においても、空き家に付随した農地付きの物件も何件かあるというふうに聞いてございます。取得する場合は、農地法の関係で農業委員会の許可が必要となってきますが、空き家とセットで付随した農地を取得した場合や、空き家近くの農地も対象として、下限面積要件を引き下げるなど、要件を緩和している農業委員会も全国で増えていると聞いているところであります。

条件としましては、空き家に付随した土地であり、一部または全部が遊休農地化しており、担い手への集積・集約、こういったものを妨げる可能性が低いなど、農地利用に支障がないことを見きわめまして、農業委員会で最終判断をしているところです。また、取得後に宅地転用するなど、登記対象として悪用されないよう、取得者には5年以上の耕作を約束させる誓約書あるいは作付予定などの農地利用計画書を提出させている農業委員会もございます。これらの例は、移住支援と農地の有効活用を同時に進めることが狙いとなっているものと考えられます。

現状、当町におきましては、平成27年度から31年度まで計画期間とします御代田町総合戦略を策定しております。この中で定住化のための環境整備としまして、空き家バンク事業の施策を掲げてございます。また、目標値として、登録物件数を20件として掲げておりまして、今後、空き家バンクの充実を図る観点からも、このような事業について、空き家と耕作放棄地の関連性をもう少し把握した上で、建設水道課、産業経済課及び農業委員会と協議をし、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） この空き家、耕作放棄地の問題は、全国的にも非常に難しい問題であると考えております。

特に今までいい時代であった青果物あるいは果実の大型地域ですか、大型地方自治体、そういったものを主体とした、御代田町も高原野菜を主体にした地域で、そういった地域についてこういった問題が大きく出ていると思います。

逆に、そういった農地が少なかったりするところにつきましては、やはり小さい

なりのいろんな工夫をして、産地のよさを出した形での成功した例も、全国にもあちこちにも散見しております。

御代田町、私が最近見ている中では、やはり農業法人化されたところが大分進出してきております。ここは職員として非常に農業に対する熱意を持った若手の、学卒の男性、女性が大分来ております。にぎやかに明るく頑張っている姿を見ると、ああ、農業も捨てたもんじゃないなど。やはり灯台もと暗しじゃないですが、私ども、やっぱり農家の方は、その苦勞を見ているから、どうしても農業は嫌だという形で逃げていく人も多いんですが、そういった今まで農業に直接関係しなかった若者たちについては、農業を一つの産業として、これからの将来を見た上で、農業は明るい面がかなりあるなという熱意を持っている若者も大分来ております。私の知人でも、独立をして空き家を買って、土地つきを買って、ひとりで今、独立して頑張っておりますけれども、こういったものを踏まえた中で、やはり町の農業の形で、空き家プラス農地、セットでの施策も、そういった研修会に来た人たちが法人から独立して、個人でやるよという場合も踏まえれば、これから非常に明るい材料かなという感じもします。

もう1点は、私もちょっと農業関係、全農関係、全国農業協同組合の関係した中で、前々から懸念していたことは、やはり農協組織が時代の流れの中で、大型農協主体の方策をしたために、中小農家がだんだん離れて消えていったという時代がありました。そういった中で生き残っているところは、その中小農家が生きている地域というのはいっぱいあります。大型農協ができないもの、小物野菜とか、いろんなものを地域の高齢化した皆さんから始まって、みんなで協力し合って地域を盛り上げているというのが全国にもかなりあります。

やはりそういった人たちが、高齢者も、守られるだけじゃなくて、やはり生涯現役の中で働くことに喜び、また一緒に働く仲間との交流を踏まえる中で、また生活に対しての収益もあるということで、働くことによって元気を得ている地域もかなり見受けられます。

こういったことを踏まえながら、やはりこれからの空き家、耕作放棄地の問題について、町としてそういった研究を重ねて、ある中でやはりやりくりをしていくと、全く外から大きなものをぽんと入れるんじゃないで、小さいことではありますけれども、これからどんどん増えてくる高齢者、高齢者が働きながら人間関係がとれる

というような場所の提供も必要だと思いますし、そういった面を踏まえて、前向きに御検討いただけたらと思います。

それから、最後になりますけども、9月議会において、少子高齢化問題について、私もちょっと発言したわけですが、子どもたちも高齢者も手厚く守り過ぎてはいけないかなと思います。生涯学習、生涯現役を基本に、自立心を持つことが必要かなと。やはり居場所を見つけることによって、やっぱり元気になる。また、異世代交流、少なくなりつつある子どもたち、異世代交流を踏まえながら、子どもたちからも学び、また、子どもたちは高齢者との交流の中でいろんな巧みなわざ、生きざま、人間力を養えると、そういったような場所の提供を、こういった耕作放棄地、いろんな負の遺産となりつつあるものを利用しながらも、連携して地域でコミュニケーションを図ることによって町の活性化にもつながるかなというふうに考えております。

僕は、個人的にはここ数年来、やはり異世代交流が非常に必要だなということは常々感じております。今、核家族化した中で、子どもたちも生まれてからほとんど親のもとを離れ、じいさん、ばあさん、今までみたいに二世帯、三世帯の中においては、いろんな人間力としての生き方を自然の中で学んできたわけですが、そういったものを知らない子どもたちがやはり学校に上がって、そういったことのない中でいろんな形での弊害が出てきていると。また、成人化しても、やはり守られ過ぎたために壁にぶち当たって行き場のない、ノイローゼ、いろんなストレスもたまるという現代病に悩まされる人たちが増えているのが実態かなというふうに感じております。

こういった中で、やはり昔に戻って、隣同士いろんな形の中でコミュニケーションを図って、明るいまちづくりのためには、やはり人間関係をまず第一に考えていただければと思っております。そんな思いを込めて、今回の質問をさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告6番、古越雄一郎議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時56分）

（休 憩）

(午前 11 時 07 分)

○議長 (小井土哲雄君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告 7 番、五味高明議員の質問を許可します。五味高明議員。

(13 番 五味高明君 登壇)

○13 番 (五味高明君) おはようございます。

通告 7 番、議席番号 13 番、五味高明です。

春一番も吹き、春の気配を感じられるきょうこのごろですが、ことしの冬は、数年に 1 度の非常に強い寒気ということで、日中の最高気温が氷点下という真冬日となる厳しい冷え込みの日が数多くありました。また、特に北陸地方にあっては、実に 37 年ぶりというようなゲリラ豪雪があり、大きな被害ももたらしております。

また、インフルエンザも大流行をいたしまして、統計を取り始めた 1999 年以降、過去最多の患者数となったというようなことが発表されておりました。

長野県にあっては、インフルエンザ警報が県内全域に発令されました。ことしは A 型と B 型というウイルスが混在して発生したことによる大流行というようなことが言われております。ただ、2 月 28 日にはインフルエンザ患者数が警報発令基準の 30 人を 6 週間ぶりに下回ったという発表がありましたが、収束するまでにはまだまだ 1 カ月ぐらひはかかるということなので、暖かくなってきたからといって気を抜くことなく、小まめな手洗い、うがいをしていきたいものです。

一方、明るい話題としては、先ほど来話題になっておりますけれども、平昌冬季オリンピックで日本は金 4 個、銀 5 個、銅 4 個と、史上最多 13 個のメダルを獲得し、日本中に歓喜と感動を与えてくれました。特に、幾つかの競技では、粘り強い激闘が最後まで諦めないことの大切さを教えてくれたオリンピックであったかなと思います。

さて、この演壇からの一般質問も最後となると思うと、ちょっと寂しい気がしますが、本題に入ります。

今回の質問は、既に通告してありますように、平成 30 年度当初予算についてということで 4 点ほどあります。昨日既に 3 人の議員から同類の質問がされていることもあります。少し観点を変えた、なるべく重複しないような質問をしたいと思っております。

まず最初に、人材の育成として職員教育のために予算をどのぐらい見ているのか。

また、その教育計画はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

昨年、12月定例会の同僚議員の一般質問で副町長は、職員の能力向上、意識改革等の教育に力を入れているというお話がございました。また、先月14日に行われました町民と議会の語る会で、私のグループの中に他都県から移住してきた方がおられまして、ここでは詳細はお話できませんが、要は聞いたことに対して全くと言ってよいほど答えになっておらず、あげく、最終的に異動したばかりなんでよくわからないというようなことを申し上げた職員の方がおられたということで、行政サービスとは程遠く、職員のレベルに疑問を感じたということでした。移住してきた間もない、新しい感覚で、見てのことですので、あながち間違っていないのではないかという気がしております。

こんなことから、職員教育計画とそれに対する予算づけはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。予算書を見ても、どの項目が職員の教育のために予算計上されているのかというと、なかなかひもつきでわからないので、その辺を含めてお答えをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、お答えいたします。

平成30年度当初予算における職員研修に関する予算につきましては、総務課所管分としては合計で132万4,000円を計上しております。また、このほかに、総務課所管分以外にも各課において専門研修に対する出席旅費ですとか、研修に対する参加負担金をそれぞれ計上しているものがございます。

職員研修計画につきましては、毎年3月に翌年度の年間研修計画を作成しております。計画の内容につきましては、接遇研修、人事評価研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修や新規採用職員研修、市町村職員研修センター主催によります新規採用職員研修前期・後期ですとか、部課長研修、中堅職員研修、係長研修、法制執務研修基礎編・応用編のほか、各課の業務ごとの専門研修に職員を計画的に派遣しているものでございます。

受講した職員は、その研修内容をOJTなどによりまして、各職場にフィードバックしております。

参考までに、平成29年度の市町村職員研修センター主催の研修への参加者につ

きましては、27講座に延べ75名の職員が参加しております。

また、職員のスキルアップを主な目的としまして、昨年からは月1回、第3水曜日の業後時間に、当番制で各課の職員1名が講師となり、その講師自身の担当業務内容や課題などについて、全職員を対象とした研修会を実施しております。これにつきましては、来年度も引き続き実施していく予定でございます。

昨今、地方行政を取り巻く環境の変化から、高度化、多様化するさまざまな問題を解決していく職員の能力向上が求められております。現実的には先ほど五味議員からありましたとおり、住民からの苦情も年に何件か寄せられている、これは事実でございます。来年度以降もさまざまな研修会に職員を派遣しながら人材育成を図り、職員一人一人のスキルアップを図ってまいります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今のお話でも、教育計画イコール職員研修というような形になっているのかなというふうに受けたんでございますが、研修が大きな教育項目になっているということだと思います。

今、29年のお話ありましたけども、平成28年の決算書の説明資料を見ると、28年は35研修延べ92人の方が受講をしておりました。27年はというと、19研修で延べ58人ということで、29年から比べると28年は大分、倍までは行かないですけど増えていると、この辺は、渡辺副町長就任されて、教育に力を入れてきた、そういう方向性を示しているのかなというふうに思うのですが、研修が、今お話ししていると、教育手段の基本だということなんで、平成28年度の決算審査意見書の監査員のコメントで、講習会に参加されるときは、ぜひ事前の研さんを通じ、講習会への参加が地方自治法の基本である最小の経費で最大の効果を上げることにつながるよう切望しますというようなことが述べられておまして、これは全くこのとおりだと思います。

私が今ここで御提案というか、お話ししたいのは、先ほどもちょっとありましたけども、研修を受けてきた人、この人がやっぱり講師になって研修の勉強会っていうんですか、こういうものをする、非常に効果がある。すなわち、講師をするためには普通の2倍、3倍はやっぱり勉強っていうか、やらないとなかなかできないんで、非常に効果が大いかなというふうに思っております。

前回の副町長が職員能力向上対策として、職員が講師となってスキルアップ、勉強会を始めたというようなこと、また、今課長の答弁の中にもありましたけども、一般の、専門職の研修とかいろんな研修があるかと思います。ありますが、研修の内容によっては、今言った研修後の講師制というのが可能だと思いますので、今後併せてぜひ進めていただくことを御提案申し上げたいと思います。副町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 渡辺副町長。

（副町長 渡辺晴雄君 登壇）

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。

研修が、確かに職員教育の重要な位置を占めているということはおっしゃるとおりだと思っております。御提案にあったような形のものも、私も当初はそういった形のことを考えていたわけですが、非常に効果が高いと考えておりますので、今後町においてもそういった形で、研修の成果を多くの職員に改めてこう、自分の言葉で説明するというような形で、効果を高めていくということについて実施できる方向で考えてまいればと思っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、答弁ありましたけども、ぜひスキルアップにつなげていくということで、よろしく御検討をいただきたいなと思います。

続きまして、2項目目にまいります。

2項目目は、予算編成における人件費の査定で、ラスパイレス指数の考慮をということをお話させていただきます。

ラスパイレス指数というのは、ここにいる皆さんは御存じかと思いますが、地方公務員と国家公務員の平均給与額を、国家公務員の職員構成を基準として一般行政職における学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数であります。総務省が毎年、地方公務員の給与水準をこのラスパイレス指数で発表をしております。総務省は、指数の高い自治体に対しては特別交付税や起債に対するコントロールを通じて指導を行っているというようなことを聞いております。

そこで、平成29年、昨年ですね、12月に公表されました長野県内市町村のラ

スパイレス指数を見ますと、平成29年4月1日現在で、県内市町村平均のラスパ
イレス指数は加重平均で95.5と発表されております。対前年比では増減がなか
ったとされております。それで、市の平均は98.4、町村平均は95.2というこ
とでありました。では、当町はどうかということを見ますと、当町は98.7で、
77市町村中5番目に高い。58町村中でみれば一番高い指数を示しております。
これは、平たく言うと、職員の給与レベルが町村では県内で一番高いということに
なるかと思えます。

この辺を、総務課長及び町長はどのように認識しているのか、まずお伺いしたい
と思えます。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） ラスパイレス指数につきましては、先ほど五味議員がおっし
ゃいましたとおり、一般事務職の国家公務員の給与を100として、一般事務職の
地方公務員の給与水準を示す指標で、100を超えると国家公務員よりも高い水準
にあるということで、先ほど五味議員は地方交付税ですとかにペナルティーらしき
ものがというふうにおっしゃいましたけど、最初この指数が導入された当初はそう
いったこともあったようなんですけれど、現在はその理由をこと細かに問われると
いうような状況で、明らかなペナルティーという状況はなくなってきており
ます。と申し上げますのは、だんだんやっぱり100よりも少ない自治体が圧倒的
に多くなっているっていう背景がございます。

単純に職員全体の平均給与を比較するのではなくて、まず学歴を四年制大学卒、
短大卒、高校卒というふうに三つの区分に分類しまして、それぞれの学歴ごとに経
験年数を今度は12の区分に分類した上で、職員数のバランスが国の行政職員と同
じバランスであると仮定して、各地方自治体の指数を計算しているものでございま
す。

実際には、現実的には国のこの一般事務職の対象職員数は14万228人でござ
います。対しまして、当町の対象職員数は84人でございます。ここにそもそも大
きな違いがございますので、さらに経験年数の区分によりましては、当町には対象
者がいないといったような区分もたくさんございます。全体を平均した当町の指数
を出しますと、先ほど五味議員がおっしゃいました、公表されておりますとおり、平
成29年度が98.7となっております、国の数字は下回っているところではご

ございますが、県内の自治体では高いレベルにあるという状況でございます。

こちらにつきましては、やはり100を超えるると大きな指導というか、事細かな理由を問われるような指導に入られますので、100を超えないところで考えていかなければいけないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたしたいと思います。

職員給与につきましては、組合との合意の中で国の人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告に基づいて、給与については定めているということになっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 確かに、国のやり方っていうのは強引なところもありますし、これでいいのかっていうことあるんですけども、地方公務員の給与は国の職員の給与も考慮しなければならないという、地方公務員法の中にも定められておりますんで、この辺は無視できないのかなというふうに考えております。

先ほど、総務課長詳しくちょっと御説明いただきましたけども、当町全体のラスパイレス指数は98.7ということですが、先ほど説明ありましたように、これをもう少しブレイクダウンした経験年数別のラスパイレス指数であるカテゴリーごとに見ていったときに、100を超えている層がかなりあるということ。つまり、国家公務員の給与相当を上回っているということになるかと思えます。そうかと思うと、別のカテゴリーで見ると、町村の平均の95.2前後が多く100を超えていない、全く超えていない層もあるという結果になっております。

私がここで申しあげたいのは、まずは公平の原則に即したバランスのとれたマネジメントを必要ではないかなと、こういうことでこのようなことを申し上げております。

また、一方財政面で見ますと、昨日の企画財政課長の答弁にもありましたけれども、財政状況が、町税や地方交付税、地方譲与税を中心とする一般財源収入増加がなかなか見込めない中で、人件費、交際費、扶助費など義務的経費が増え続けてい

ると、大変厳しい状況が続くことが予想されるという御答弁がございました。

そんなことから、財政面から見て、もうこの指数が100を超えている部分というのについては、やっぱり見直す必要があるのかなというふうに思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 町長の答弁の前に、先に御説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど、五味議員がおっしゃいました通り、当町の四年制大学卒の職員につきましては全ての区分で、先ほどの年齢区分も含めて平均は96.36というふうに、全て国の水準を下回っておりまして、その平均が96.36というふうになっております。

一方で、短大卒の職員につきましては、経験年数が10年以上20年未満の区分及び30年以上35年未満の区分では、国の水準を下回っているんですけど、その他の区分では上回っている区分がございまして、短大卒を平均しますと101.1というふうに国の水準を若干上回っているような状況でございます。

この要因、なかなか難しいんですけども、やっぱり当町の場合にはここ数年社会人採用枠を、職員の年齢構成がちょっといびつだったということもありまして、社会人の採用を進めてきたという部分がございます。たまたまこの皆さんの区分が短大卒に分類されているところが多かったような状況がございまして、前歴計算等をしますと、やはり経験年数が短大新卒で号俸に格付けされるよりは、経験年数も若干は考慮されるんですけど、やはり行政以外の職を経験してきますと、経験年数自体は何割ってというふうな年数換算はされて、その経験年数を上乘せされた形で初任給が決まってくるので、そういったところが大きくなっている原因かなというふうに考えておりますので、そもそもやっぱり職員採用の段階で、本来はもう30年、40年以上前からその30年後、40年後を考えて計画的に新卒の方々を採用してくればこういった問題は起こっていないのかなと、推測です。それが全ての原因だというふうにはちょっと考えにくい部分もありますので、そんなふうには考えています。

高校卒の職員につきましては、やはり御代田町も新卒中心に採用してきておりますので、こちらにも上回っていたり、下回っている区分も若干、高校卒なんだけど経

験社会人として採用してきた職員も何人かいますので、絶対数が84分の中の何人という形になりますので、そういう方々が1人2人いるだけでもかなり比率が高くなってしまおうという状況がありまして、高校卒の職員についても上回っている部分と下回っている区分がございます。ただ、高校卒を平均しますと99.8となっております。国の水準とほぼ同じかなというふうには分析しております。

いずれにしても、その採用の段階できちんと計画的にやっていると、このラスパイレス指数を、じゃあ高いからといって、いきなり職員の給与を凍結したり、下げたりっていうのは、モチベーションとかきちんと仕事をしている職員はやはりそれなりに人事評価、今採用しています評価制度にのっとって評価していく必要性がございますので、いきなり変えていくっていうのは難しい部分がありますので、やはり計画的な職員採用っていうのが一番大事なところかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたしたいと思います。

私自身の認識としては、御代田町職員の給与が高いという認識は持っておりませんでした。ただ、そのラスパイレス指数なるものによって評価がされているわけですが、それも今総務課長が言ったようにいろんなひずみ、組織上のひずみなどがそういう指数に影響するという内容を持っているというふうに、それは認識しております。

御代田町での職員採用については、確かに過去には非常に人数多く採用したり、ゼロが続いたりとか、現在の町の課長を見ていただければ、恐らくほかの町と比べて年齢的にはかなり低いという状況にはあるのかと思いますし、例えば保育士などで言えば、長期間採用しなかったということがあって、そのひずみも非常に大きくなっています。

現在は、大体決まった数をこう、採用していくというバランスのとれた採用ということに心がけているところであります。

そういうことから、いずれにしても職員給与につきましては、まず、町民の皆様の理解が得られるかどうかということがやっぱり一番の基準になるかなと思っておりますが、今総務課長が申しあげましたような状況の中で、どのようにしていく

のかということについては、現在のところ、対応策今のところちょっと見当たらないということでもあります。

御代田町につきましては、全国的に見ても同じ水準の町と比較して、職員数がかなり低いという、要するに少ない状況で運営してきておりますが、町としては人口も増えているという現状の中で、人口の減少している自治体と、人口が増えている自治体が同じ対応ということはきっとないのかと思いますので、この間、多少の異常な人員減については、若干の修正もするように心がけているわけですが、今御指摘の点につきましては、ちょっと今後ももうちょっと研究させていただいて、何か対応策があるのかについては研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、町長の答弁がありましたけども、私はあまり下げろということをお願いしているんじゃないかと、我々部外なんで、中身の実態っていうのはわからないので、こういったラスパイレス指数のようなものを参考に論じるしかないんで、これを引き合いに出しております。

ただ、私も何となくわかっているのは、ここ数年、大量の退職者が増えた中で、その間の途中抜け、これはずっと今までにわたってきた人事政策のひずみが出たというのも私も理解しているつもりですし、あれですけども、その辺でちょっとやっぱり修正しておくには時間がかかるのかなとは思いますが、そういった面も見て、人件費が大変だという中で、こういったところにもぜひ目を向けていただきたいということで、そんなお話をさせていただいております。

今、町長答弁ありました。副町長は県職を長くやられていた経験と、御代田町の現状の給与、職員スキルを県と比較したときにその立場からみてどうお考えなのか、御意見を聞かせていただければと思います。

○議長（小井土哲雄君） 渡辺副町長。

○副町長（渡辺晴雄君） お答えいたします。

ラスパイレス指数は、やはり職員の給与の水準を推し量る上では非常に重要な数値だと考えています。それはやはり国との対比もございまして、五味議員御指摘のとおり、周辺の市町村との比較という点でも重要だと思っております。

当町のラスパイレス指数が少し高めに出ている理由として、私が考えていますの

は、町長がちょっと言いましたとおり、年齢的に若い、平均年齢が若いというのがあります。その結果、課長等への昇任が結果的に早くなるということから、周辺の市町村に比べると、経験年数が比較的短い段階で係長、課長補佐、課長等になっているのではないかというふうに、私もこれは類推ですけども、しております。

その結果が、周辺の市町村に向けて比較的高いラスパイレス指数になっているのではないかと考えております。

県においては、かなり人件費の負担っていうのがかなり重いというところがありまして、かなり組織を縮小したりあるいはポストを減らしたりというようなことをして、ラスパイレス指数の伸びを抑えているというようなことといたしますか、人件費の総額が伸びるのを抑えている。結果的にはそのポスト等を減らすことによって、昇任を遅くする。遅くなる。結果的にラスパイレス指数も下がるというようなことが、そういう中では、抑えるというようなことがあったかとは思いますが。

町におきましては、係、課、組織の点で、単純に減らすというのは、小さな組織ですので、県のように簡単には行かない部分もありまして、先ほど総務課長の答弁のように、ちょっと簡単には行かないという部分はあるかとは思いますが、人件費、相対の伸びは、町の財政の中では非常に重くなっておりますので、その辺はよく考慮しながら、考えていく方策というのとはなくはないと思っております、考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） ありがとうございます。

私もですが、言いたいのは、私がよく申し上げます公平が原則ということで、やっぱりしっかり働く人にはそれなりの処遇をすべきだというふうに私も思ってますし、下げることが決してこういうことで今こう申し上げているわけじゃないんです。ただ、全体をみたときに、そういったことの見直しのできるのは理事者ではないかなと思っておりますので、今後の一応予算編成とかのときには、ぜひこのことを頭に置いたオペレーションをしていただきたいと思います。

これをもってこの質問については終わります。

続いて、3番目の新規事業の概略及びその狙い目と期待効果はということに入らせていただきます。

昨日来、同僚議員の質問とだぶる部分も多少あるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

まず、今年度の新規事業と言われているものは、何事業あって、そしてその新事業だけの総額予算額は幾らぐらいになっているのか。また、その新事業の財源内訳、これは国庫支出金だとか、起債、基金、一般財源とその他っていうのがあると思うんですけども、その内訳はどうなっているのかをお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、新規事業の事業数、事業費あるいは財源内訳ということについて御説明をさせていただきます。

平成30年度新規事業として計上をさせていただきました事業は、合計40事業でございます。事業費でございますが、2億3,629万1,000円となっております。

財源の内訳でございますが、国庫支出金としまして、32万4,000円。県支出金では1万8,000円。町債で5,730万円であります。この内訳でありますけれども、緊急防災減債事業債ということで、800万円を、公共施設等の適正管理推進事業としまして庁舎分960万円。あと、ハートピアの分としまして3,970万円を計上してございます。

そのほか、基金からの繰入金としまして、前年度のふるさと納税の積み立てたふるさと創生基金、そちらの繰入金を2,609万3,000円。あと、庁舎整備基金から2,145万2,000円をお願いしております。

その他の財源としまして、コミュニティー助成事業、諸収入、使用料など、260万8,000円でございます。

残りが一般財源となりますけれども、一般財源総額が1億2,849万6,000円という状況になってございます。

そういう財源、以上になっております。よろしくをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 新規事業の全体像が今、わかったんですけども、やはり財源っていうのは一般財源が半分以上ですね、半分になっているような状況なんで、そこで、次に行くんですけども、ちょっと二、三細かい主要事業のものについてちょっ

とお尋ねをしたいと思います。

最初、ミヨタフォトフェスティバル関係経費ということで、予算上3,985万5,000円が盛られておりますが、事業内容と狙い目、使用内訳などどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、ミヨタフォトフェスティバル関係経費について、御説明をいたします。

写真を活用した町おこしに向け、現在株式会社アマナと事業を進めております。平成30年度は、29年度に引き続きまして駐車場の整備等の環境整備を図ってまいります。新たにフォトフェスティバルの負担金としまして、実行委員会への負担金650万円を計上いたしました。町民等の参加型イベントとして実施してまいりますけれども、こちら観光客の誘客の手段となることから、交流人口の増加により、地域の活性化が図られるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、一部説明をいただいたんですけども、アマナとの最終の協定書締結がまだできていない中での予算化でございまして、執行は予算協定書締結後という理解でよろしいのでしょうかというのが1点。それと、フォトフェスティバル負担金ということで今650万円を計上しているというお話でしたけれども、そもそも今回のこのフォトフェスティバルの総費用っていうのは幾らを見ているのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

協定の締結でございましてけれども、現在、アマナと協議をしているところでございます。当初、協定を締結して、その後使用の契約を締結したいということで、現状は基本合意という状況でございましてけれども、現在、使用の契約を早めに契約したいという状況がございまして、その内容について細部協議を進めているところでございます。できましたら、その契約については年度内契約を締結したいということとで考えております。

それと、実行委員会、フェスティバルの総事業費というようところでございま

すけれども、現在文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の交付金の交付申請を上げさせていただいております。それと、長野県の元気づくり支援金、こちらのほうを現在申請上げさせているところでございますけれども、そちらの交付金等がいただければ650万にプラスして計画をしたいというところで考えております。

ただし、こちらのほう採択されないような状況もございますけれども、井田議員の議案質疑のほうでもお答えをさせていただきましたけれども、現在アマナさんのほうでも施設の整備に約5,000万円の事業をしたいということで、30年度会社のほうの予算に計上をされているようです。

そのほかに、屋内展示の経費として3,000万円を予定していると、こういった状況がございまして、そのフェスティバルに、実行委員会に幾らを計上するんだってということは、ちょっとまだ全体的な事業費ははっきりしておりませんが、アマナさんとすると、展示等のフェスティバルの経費で3,000万円を予定しているということで、うちのほうも聞いておりますけれども、そんな、現在状況で進んでございます。

文化芸術創造拠点形成事業の計画のところでございますけれども、こちら来場者数、できれば3万人くらいの1年目として予定をするような事業の展開をしたいというところで、計画を上げさせていただいているところでございます。

経済効果の目標値ですとか、そういったところも目標を定めて、計画をつくって、国のほうにも上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） そうすると、このフェスティバルの総額、どのぐらいかかるといふ前提はまだないということなんですか。今ちょっとアマナが3,000万ぐらい考えているとかっていう、ちょっとお話もありましたけれども、あといろいろな交付金があればそれはプラスアルファするってということなのか、交付金があれば、650万が減るといふことなのか。そこのところをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 交付金につきましては、プラスアルファと考えていただければと思います。国のほうに上げております交付金については、町の650万円が出るのが前提の交付金となっておりますので、プラスアルファと考えていただ

ければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今もう3月で、来年度というと龍神まつりというと7月の最終土曜日ということで、あまり時間もないという中で、その辺がまだはっきりしていないというのは非常に不安があるんですけども、開催については町とアマナが共同で実行するという事になっていると思いますが、町としてはどういう体制、先ほど実行委員会っていうのは話にありましたけれど、かかわっていくのかっていうことを、体制でかかわるのかということ、それと現状、聞く話ですと1人しかいない地域おこし協力隊に任せっぱなしっていうようなことはないというようなことだと思いますけれども、その辺の体制ですね、どう考えているのかお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 来年度の人事異動の絡みの関係もしてくる案件だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

特に職員数、少ない中で新しい組織っていうのを町長からどうだっというように打診はあったんですけど、なかなかほかの係の通常業務等に影響が出てしまいかねないので、ちょっと新しい組織としてっていうのは難しい状況でございます。ただ、現状の係長1人、協力隊に1人の2人体制でプレのイベントをこなしていくっていうのは、これも非常に厳しい状況であると思いますので、今の係の中での人員増で何とか賄えないかというところを、来年度につきましてはそんなふうにご考えております。

また、30年度の予算にもありますとおり、地域おこし協力隊員の募集に関する予算をもって、それは企財課の関連になるんですけど、もっておりますので、職員の増と協力隊員の増っていうようなところで、来年度につきましては動いていけなかなというふうには考えております。

また、本格実施というふうには、何年かたって盛んになってくれば、当然係としてのもうちょっと充実っていうのも考えていかなければいけないと思いますが、ちょっと現状の職員体制の中で、来年度の体制につきましては、そんなふうには、今の係の中で職員増を図っていかなければいけないかなというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 来年度の話の組織の関係で、今申し上げられないこともあるでしょうけども、いずれにしても共同でやるという中で、町の体制があまりにも貧弱だと、アマナさんに足元を見られるのではないかという懸念がありますので、ここはきちんとした体制を構築して望んでいただきたいということをお願いしておきますので、よろしくお願いします。

あと二、三、この予算関係でちょっと用意してきたんですけども、時間もあまりないので、ちょっと最後の予算編成に盛り込んだ町長の公約履行の具体的事業、施策についてということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

昨日来、同僚議員の質問で、3期目の事業実績等々の説明は十分に聞いておりますので、そのほかとして、この前、今私質問で、平成30年度の予算の新規事業、これは40事業という答弁がございました。この40事業、この中で町長の公約履行に関連した具体的な事業は何事業あって、どの事業なのかということ具体的な事業名でちょっとお示しをいただきたいなと思います。

これは、10月議会の同僚議員の質問の中の答弁で、公約の達成状況はまだまだ不十分なので、来年度予算の予算編成にどこまで生かせるか、十分検討をしてみたいという答弁を町長されております。これに対する答えということで質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから若干触れさせていただきます。

町長の予算編成に盛り込んだ公約履行の具体的事業としましては、企業誘致の関係につきましては、工業振興奨励補助金のほうを計上させていただいて、支援をしていくということで計上をさせていただきました。

また、町民の森のホテル誘致関係でございますけれども、こちらは一般会計ではございませんが、公共下水道会計におきまして、下水道管の布設の工事を計上させていただきました。

また、町の魅力の発信、都会との交流ということで、アマナとの共同事業としまして、フォトフェスティバル経費等を計上させていただきました。

また、社会福祉協議会など連携介護予防活動の推進ということでは、通所サービスBを担っていただいております、はつらつサポーターへの補助ということで、ま

だ経営が不安定な状況であるため、継続して補助金を計上しているといったところ
でございます。ただ、町長挨拶、答弁でもございましたとおり、農業を始める若者
への支援といったところでは、計上ができませんでした。今回も計上できませんでした。
こちらについては、独自支援を行っている町村の状況と、町の効果的な支援
になるのかどうかということを検証して検討していきたいと考えているところです。
以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） わかりました。ちょっと質問を変えます。

予算編成の流れとして、予算編成方針説明会の開催、2番目に資料の調整ですか、
3番目に企画財政課長査定、4番目に理事者査定、5番目に予算案の作成と予算の
印刷、製本というようなことを昨日の答弁で企財課長がありましたけども、このプ
ロセスの中で、町長の意思が強くなるプロセスというのは、どこのプロセス
なんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 予算編成上の流れから言いますと、まず、予算編成方針、
このところに一番強く出されるものかと思えます。ただし、この予算編成をする前
に、実施計画を策定することになっております。この策定の時点で町長の意向が一
番反映されるところかなと思えます。

それとあと、私のヒアリング、査定後においては、理事者査定がございますので、
ここで不足しているものがあったり、計上がよろしくないもの等についてはここで、
理事者に判断をしていただいてというところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） わかりました。

先日、新聞で高森町では2018年度当初予算の理事者査定の一部を住民に公開
して実施したとありました。ここには、議員とか一般町民の傍聴が、傍聴で参加し
て意見も述べられたというように書いてあります。そして、その中である担当課が
要求していた事業が、将来展望が描けていないということで、一旦見直し、今回は
予算計上しないということで、町長の決定があったというようなことが報じられて
おりました。

そこで、質問なんですけども、当町では理事者査定はどのような形で行っているのか。そして、今回の予算案の理事者査定で見送りになった事業はあるのか。予算要求額が変更になった事業はあるのか。この辺についてお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

以前の理事者査定については、全ての担当課から上がってきた見積書を計上しまして、お示しをさせてもらいまして、その内容について確認をいただいたり、主要なところについて行ってきておりますが、今回については、昨年度あたりからは、この主要な事業を中心に見ていただくようにしてございます。

今回の理事者査定で、削ったりっていうようなところはなかったかと記憶しております。追加についても特になかったものと記憶をしているところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今の話で、理事者査定っていうのは、一応査定という名目ですけども、まとまった予算の町長、理事者への報告会というふうに捉えればよろしいんでしょうか。

また、もう1点質問なんですけど、高森町流のやり方って住民にとってみると予算策定プロセスがよくわかり、町政により親近感が沸いたり、また、町の事業の理解が深められるんで、いい方法かなと私は思うんですけども、この手法について町長はどう思いますか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） まず初めに、事業については、計画的な事業の執行ということを中心に心がけています。突然発生するというのもまれにはありますけども、基本的には5年とか、3年、5年。そういうことで、5年先までを見て、どういう事業をいつごろこう、やっていくのか。そういう、まず計画のときに、この事業はちょっと無理だねとか、この事業はちょっと早めようとか、そういうことで調整しております。

ですから、何か突然理事者査定で切るとか、何とかっていうことではなくて、事前のその事業を計画する段階でその事業について十分検討しているっていうことが一つあります。

したがいまして、基本的には査定については、その計画に基づいた予算を編成し

ていますので、特別なことがない限りは中止したり、特に緊急にこれを入れていくとか、特別にはそういうことはありません。

それと、もう一つは、町長としてどうするのっていう、きのうもお話したかと思えますけども、仕事初めの日の課長会議で1年間の目標というものを、これ3年前からやっていますが、そういう積み上げも全職員に、どういうことをやっていくのかっていうことについては、文書にしてお知らせしてありますので、そういう意味ではまちづくりを進めていく考え方っていうものがある程度共有できてきているのではないかというふうに思います。

そういう、我々としては、例えばいろんな事業についても組織的な対応の仕方を、例えばいろんな課で起きたことを定期的に理事者会議というものを開いて、そういうところで今までは首長が判子を押してオーケーっていうことになっていましたけども、そうじゃなくて、判断が必要なものについては、あらかじめ理事者会に諮って、どうするのか、そういう検討もしていますので、そういう意味で言いますと、首長の権限において物事を、最終的な責任と判断は首長の責任ですけども、しかし、そこに至るまでについては、組織的な知恵と力を発揮してこう、やっていくっていうことを心がけてきておりますので、そういう結果の中での予算編成に至っているという内容で御理解いただければと思います。

以上です。

それから、高森町のようなことはちょっとやりたくはないと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 済いません。時間が押してる。

ということは、御代田町はさっき言ったように実施計画とかそういうところで、きちんと町長も入って決められるんで、最後の理事者査定というのは最終の結果のあれというような考え方に捉えてよいかなと思う形でよろしいですか。

ちょっと時間がないんで最後なんですけども、今回の予算もそうなんですけども、町長が申し上げています産業と経済の底力をつけるということで、積極的に企業誘致を進めてきたということで、ひらまつ、アマナあとエリアデザインとこの3社の誘致の話は、大分お話を聞かされております。それで、今話がまとまっているというか、決まったのはエリアデザインだけということなんですけども、やはりこのアマナ、ひらまつについても早急に最終契約に至ってほしいと望むものなんですけど

も、私はこの企業誘致は、あくまでも手段であって目的ではないと考えております。

そこで、町長がアマナやひらまつが来ることによって、御代田町がどう発展する
と思いつているのか。それをいわゆる町長の思いを、時間がちょっとあまりあり
ませんけども、お聞かせいただければと思います。

ただ、誘致したらおしまいだということはないと思うんで、来たらどんないいこ
とがあるかという、夢と言うとあれですけども、そういった思いをちょっと語って、
ない時間で語っていただければと思います。お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長、時間がございませんので端的にお願いします。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

企業誘致につきましては、既にエリアデザインも地元からの雇用を進めておりま
すので、まず雇用面で大きな成果があるかというふうに思います。それは、企業誘
致の一番の目的になろうかと思っておりますので、ひらまつについてもアマナについても
同じ効果が期待されるかと思っております。

特に、ひらまつにつきましては、地元食材を使った料理といいますか、そういう
ものを、シェフを送り込んで開発、地元の人たちと協力して開発したいというそう
いう思いを持っている、ですから、御代田ブランド戦略のようなものをつくってい
くっていく考えでおりますので、そうしますと地域の農業に対しても非常に大きな
影響がありますし、もしかするとメニューによって、地元食材がほかのところでも
使われるような可能性も持っていますので、そうした面での経済効果は大きいかと
思います。

何よりもこの企業誘致によって……。

○議長（小井土哲雄君） 町長に申し上げます。答弁を中止してください。

○町長（茂木祐司君） 明るい未来を切り開くものと思っております。以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。終了してください。

○13番（五味高明君） 済いません、時間配分がまずくて。

これで終わりたいと思っておりますけど、もうちょっと最後の質問に対しては町長の夢
のあるようなお話を聞きたかったと思っております。

以上で、全ての私の質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告7番、五味高明議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より再開します。

(午後 0時08分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

- 議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。
通告8番、井田理恵議員の質問を許可します。
井田理恵議員。

(6番 井田理恵君 登壇)

- 6番（井田理恵君） 議席番号6番、通告8番、井田理恵です。

初めに、一言添えさせていただきます。この平成30年第1回御代田町議会定例会をもって、本議場での定例会は最後となることに対し、一議員として感慨を持つところであります。

昭和42年3月29日開庁から51年にわたり多くの先輩諸氏の方々がともに真剣に町政について審議、質疑、答弁を行ってきた場であることに思いをはせ、敬意と感謝をあらわす次第です。

質問に入ります。このたび、私は2件について通告しております。まず、エコールみよたの利活用の充実についてです。

平成15年の開館から、失礼します、ここは13年を15年に訂正してください。開館から町の文化の拠点として機能し続ける重要施設であります。維持にも職員と町民の連携力に寄与される力も大であります。値上げ後の現状も踏まえて、公共文化施設の本質的役割と町民サービスについて伺います。

この件につきましては、平成26年4月からの使用料の減免率、見直しの際に同僚議員による質問もされました。実質的な値上げという意味で値上げと今回書かせていただきました。

対しての返答は、年々微増する施設維持管理費と受益者負担の原則、公平性の観点などから、当初の予定どおりとするとのことで、専決事項であり、承認し、結果、町民みんなで審議し、町民使用料減免率80%から50%の実情使用料値上げとなりました。

4年たち、その後の会議室、あつもりホールなど主な使用人数や使用料収入の推移はどのようになっているのか、直近の状況の確認をいたしたいので、お願いをいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それではお答えします。

直近の使用料収入ということでございますが、ちょっと今手元にその数字の資料を持ってございませんので、改定からの収入につきましては、平成26年度に使用料の減免率を改定しまして、その前年の平成25年度は373万円だったものが平成26年度は458万円といった85万円ほど増額となりましたが、残念ながら利用者数のほうは2,458人減少しております。その後も利用料収入は落ちておりまして、現状、今回の当初予算では350万円の利用料収入ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 済みません、通告してありましたので、私のほうでちょっと調べさせていただきました。平成26年のエコールの施設利用者数は26年が5万5,139人、27年が5万5,286人、28年が減りまして4万7,346人でございます。

決算の数字を見ますと、27年度、26年からでございますので、26年度は今、次長のおっしゃりましたとおり一たん上がりました。約350万円から440万円に上がりました。しかし、その後、今現在、また値上げ前の350万円に戻っているという状況で確認をさせていただいております。

今お答えされたようなことで、その結果、現状として値上げ前後の収入はほぼ同じというふうに確認し、利用者は15%ほど減と確認をしました。

さて、ここで公共施設の中でもエコールみよたとはに立ち返ります。複合文化施設まなびの館とされ、その意義では中央公民館であり、設置規則では本館と明記されております。これは、本館に対して分館がございますので、私の客観的な解釈では、中央公民館というような位置づけになるかと思えます。かつ設置条例には生涯学習、芸術文化振興、住民の交流、福祉の向上を図るなどとされています。

誰もが気兼ねなく利用できる最もオープンな場所であるのでございますので、現在、会議室など各部屋の使用方法については、エコールみよたに行きますと、このようなブルーの冊子がありまして、それを見ていただいて、この使用者、初めて利

用する方などにはていねいにこういうふうになっております。

この中で、基本的にはどこの会館でもそうですけれども、一応正規の料金というのが出されております。それはその自治体それぞれであると思います。それに対する、いわゆるその自治体の住民に対する減免率ということで、今、今回お話をします。要するに、住民であるならば、それに対して公民館活動をする、それから今もってお話をしたような生涯教育、社会活動をすることについての減免率の話でございます。

近隣市町村の同じ中央公民館的位置づけとしての比較対象状況です。調査しましたところ、佐久市、小諸市、軽井沢町、立科町、全てが登録団体、公民館グループ団体においては100%減免となっております。

また、使用予約方法はまちまちですが、2月前予約は小諸市では電話でも可能、登録団体ではその必要がないということでございます。佐久市は半年前から予約ができる。軽井沢町は3月前より、立科町は随時となっております。ホールにつきましてはこの後述べます。

見直し改正以来、当町として本当に苦心して、断腸の思いで値上げしてきたこの経緯は、それはそれで意味があることと理解いただくよう、決定したことでございますので、私自身も議員としてこれまで町民の方々には説明をしまいいりました。

そんな中、変更後の現況を踏まえて、以前から続く町民の方々からの素直なお声でふと気づかされたこと、生涯教育、社会教育施設としてのその本質的意義に立ち返ってはとともに、行政としても再考いただきたく質問をいたします。改めて使用料予約方法などへ使い勝手の優しい変更、見直しを希望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） お答えします。

予約の方法ですとか利用料の見直しについてでございますが、エコールみよたの会議室などの予約につきましては、議員御存じのとおり、あつもりホールは3カ月前から、それからそのほかの会議室などについては2カ月前から予約が可能となっております。

それから、質問にありました登録団体などにつきましては、エコールを中心に活動されている社会教育団体ということで、社会教育団体のことを指していると思

ますが、こちらにつきましては、社会教育法第10条の規定によりまして、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものと規定されてございまして、この団体の皆さんはそれぞれのグループの活動を行うとともに、町のきなんしまつりの運営の手伝いなど、公民館事業に御協力いただいていることなどから、一般の利用者とは別に予約開始の1日前から予約可能としております。

それから、使用料の見直しにつきましては、先ほどありましたけれども、平成15年4月にエコールが開館して以来、初めて平成26年度に見直しを行いました。この見直しにつきましては、自律・協働のまちづくり推進計画で予定されていた改定を実施したものでございまして、受益者負担の原則に基づき負担をお願いしたものでございます。

改定の内容につきましては、先ほど減免率の変更ということでありましたが、減免率を8割減免から5割減免へ変更しまして、そのほか、附帯設備の使用料であります会議室などの電気料、それから冷暖房使用料、陶芸の窯の使用料、調理室のガス使用料などの増額改定を行ったところでございます。

それで、利用料の収入でございしますが、先ほど減っているということでお答えしたんですけど、その理由につきましては、佐久市や小諸市に新しい施設ができたことに伴い、その佐久市、小諸市からエコールみよたを利用していただいていた町外利用者の方が地元へ移動したこと、それから町に登録がありました社会教育団体の皆さんが高齢になったために活動を中止したことなどから、利用が減っている、利用料収入が減収しているということが大きな要因になっていると思います。

そのほかには、以前は公民館以外で趣味の教室などの数が少なかったため、公民館活動が盛んに行なわれておりましたが、現在は、通信教育で家であいている時間に行われるようになったこと、そういったことも原因の一つではないかと考えられます。

今後につきましては、写真のまちづくりを今進めている事業ではありますが、そういった写真教室をエコールみよたで開催してございますので、そちらで魅力ある事業などを提供することで、そこから新たにグループがつけられて、エコールみよたの利用につながるよう、利用が増えるような、そういった施設の有効活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 使用予約につきましては、正式の部分での1日前に公民館グループなどではほぼ定期的に使用者が優先され、直接申し込みをするのですけれども、このアクションも果たして必要なのか、負担感の声をいただきます。グループ代表者会議などがされて、相互の情報の連絡調整ができればクリアできないでしょうか。非常に今、ネットでの申し込みができたりするような公民館、公共施設もありますけれども、そこまでは申し上げませんけれども、今、高齢とおっしゃいましたけれども、高齢の方が次にそれをとるのに、朝並ぶということ、それは好きでやっているんだからいいじゃないかと言えばそれまでですけれども、ちょっと時代錯誤があるのかなとは思いますが。その方法うんぬんにつきましても、もう少しこうちょっと検討していただければ、実際にそういう負担感の声を多く聞きます。

それで、ホール使用につきましては、民間、今ちょっと何カ月前ということについての明示がありませんでしたが、民間使用の使用料が、これは一番期待される部分ですけれども、今の3月前予約では逆にとれなかった場合へのほかの振りかえが非常に困難となります。私なんかもそういった部分ではよくそういう場面にちょっと遭うときがありますので、これは非常に主催者としては非常に大変。むしろ、そういうクライアントというか、お客様を逃がしてしまうというようなことにもなりかねませんし、実際、使用を回避する事態を実態を聞きとって、非常にもったいないなというふうに思っております。

ほかとの競合を、今ほかでもホールができています。そういうことを考えると、半年前、もしくは年3回の振り分けの、せめて4カ月ごとなど、本当は半年前ぐらいがいいでしょうけれども、全部選挙の開票やいろんな公共的な場所でもエコーは使われておりますので、そういった混乱を避けるためにも1年前まではいけないし、半年前が厳しければ、利用者のことを考えて、少し柔軟に対応していただければ、また収入も見込めるのではないかと思います。

それから、今非常にほかとの競合、それから高齢化してきたというようなお答えがありました。高齢化すると、じゃあそのグループはそこで終わってしまうのでしょうか。やっぱり、その次に、その俳句の会なら俳句の会でも次の世代がいるはずですし、やはり、そこで終了してしまうのならわかりますけれども、やはりそのまた文化活動を継承していく人を増やすためにもその負担感を維持していくのは、

負担感を軽減していくということは大事ではないかと思えます。

好きでやっている文化事業ということだけではないと思えます。これは、あとにちょっと申し上げますけれども、実は、認知症予防や健康延伸の実は効果にもなっているということは、後で町長にもその辺はお聞きしたいと思えますけれども、今のこの、今次長がお話をされた、まずその使用料のことについて、もし今の時点ではちょっと無理というようなお答えでしたけれども、その点と予約方法について、今明示がなかったので、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 予約方法で、ホールの予約は3カ月まではちょっと短すぎるんじゃないかということで、確かに大きなイベントとかですとチケット販売とかそういう面でもっと前に予約したいという声も聞くこともあります。その部分につきましては、今後また検討、研究させていただきたいと思えます。

検討ということでちょっと先ほど言われましたけど、検討させていただきたいと思えます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 検討、研究というお話がありました。研究に終わらずに、ぜひ前向きに善処していただければと思えます。

できれば、この辺をめどにというお答えをいただければありがたかったですけれども、ぜひそこは期待するところであります。

それから、その使用料につきましては、ちょっと最後に町長にまたお考えを、社会教育に対するお考えとしてお聞きしたいと思えます。

次に、フレンドリー図書館における複写サービスについて伺います。

著作権法31条図書館の複写サービスに関する条項というのがあります。図書館その他の資料を講習の利用に供することを目的とする図書館などでは、営利事業を除き、その複製をつくることができるということになっています。もちろん、当図書館も職員のていねいな対応で利用サービスは行われています。

そんな中、複写費用という観点では残念なところがあります。これは、コピーのことです。研究のため、学習のための専門書、地図などは貸し出し不可能なものがあります。書物、図書、全部の半分までと決められています。必要な部分のみ複写を希望するのです。1部20円で、これも近隣やほかが10円が主流の中、

検討いただく必要性を禁じ得ません。小さなことのようにですが、利用者への社会教育に寄与する意味では大事な点と捉えます。

なお、コイン複写機の導入では利用者が申請に基づきセルフで運用する小諸市では職員の負担軽減にもなると取材に伺い聞き取りました。機械はリースだそうです。いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 図書館のコピー料金のことでお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、その複写サービスにつきましては、図書館法の定める図書館奉仕事業のうち、利用者の資料提供の一環として実施する事業の一つであります。ただし、全てを複写できるわけではなく、著作権法の規定に従い、著作権を制限した範囲内で複写サービスを行っておるところでございます。

この利用の状況ですが、平成28年度の複写サービスの利用実績は利用人数で141人、枚数にすると596枚、1枚20円ですので、コピー料金収入は1万1,920円ということになります。

使用料につきましては、平成15年の開館以来、1枚20円をいただいております。この金額の設定につきましては、平成15年に町のコピー料金の改定が行われ、これに準じた料金となっております。

県内の町立と図書館の状況を申し上げますと、18館あるうち、複写サービスを実施しているのが16館でございます。この中で、コピー代が10円の図書館が12館、20円が2館、25円が1館、30円が1館というような状況になってございます。

近隣の佐久市、小諸市、軽井沢町の図書館の複写の使用料は1枚10円のため、そういった利用者から値下げを望む声も聞かれるところでございます。

また、議員、お調べになったとおり、小諸市、軽井沢町、東御市の図書館では1枚10円のコインコピーを導入しております。それぞれの図書館からは現金を取り扱わない、複写に係る職員の手が省けるため、他の司書業務に手が入るなどのメリットを伺っているところでございます。

このような近隣の状況や利用者の声、それから当図書館におけるメリットなどを考慮しまして、今後コインコピーの導入ができるのかどうか、これについても検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 前向きなお答えをいただきました。本当に小さなことのように思いますが、これが20円かかるんだからここを調べるのは、これも持ち出せない、いわゆる社会活動、教育活動、調べ学習、いろんなことが活性化され、町長の最初の挨拶にもありましたけれども、やはり、いろんな部分で生涯教育全世代が学ぶ、まなびの館エコールでございますから、そういう部分でもスタンダードなところに着地していただきたいと思えます。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それから、次に、利活用の観点で、エコール本体の利用者サービスに戻ります、申しわけございません。そして、一般正規の使用料とあわせ、増やすことを念頭に提案を兼ねてお話をしたいと思うんですけれども、教育委員会職員がベースにじかで普段の、普通、普段、状態の施設管理をていねいに行っていることで、多くの文化事業が支えられていることは、皆が認知するところであります。柔軟な現場の対応は町民に喜ばれております。まずはそこに感謝しながら、もう一步、利用者促進と一般正規の使用料を増やす、別の観点で策を講じられたと、模索するところです。

どんな施設にも空き状況が多い時期が統計的に出てきます。年間リサーチから利用特典つきで促進を促すなど考えますがいかがでしょうか。年間の様子とあわせて伺えればと思えます。

また、イベントのときや期間限定でアプローチ、ロビー、テラス、ガラス張りの場所もいかなと思えますけれども、民間の物販や即席のカフェを入れてみてはいかがでしょうか。

もちろん使用料をいただきます。若い世代を中心に、皆がちょっと寄りたくなる心華やぐ場所の創出で、たまにはお小遣いを使ってもと喜ばれるような、正当な利益を生んでいくことが、これからの時代、重要かと考えますがいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 年間の空き室リサーチから利用者利用特典という点でございますが、確かにエコールの利用については、年間の利用状況に傾向がございます。ホールにつきましては、6月から8月までの期間は、期間の土日ですね、土日につきましては、比較的空いている傾向がございます。そのため、利用促進、利用活用といった面では、町のホームページなどを用いまして、こういった状況で空いていますよといったお知らせ、そういったことをすることが、実施可能でございますの

で、利用促進に向けて有効ではないかというふうに考えられます。

それから、利用特典ですか、そういったことにつきましては、多分ホテルのゴールデンウィークは高いですとか、平日は安いですとか、そういったものと同様で、エコーンみよたについてもそういった空いている時期はそういったものが設けられないかというようなことだと思うんですけども、ちょっと公共の施設でございますので、通常利用している皆さんとの公平性の観点から、そういったものはちょっと難しいのではないかというふうに思われますが、こちらについてもちょっとほかの館の状況、そういった状況があるのかどうか、そういったものも調査していきたいと思います。

それから、ガラスのスペースですとか、そういったところの有効活用ということでございますが、飲食を目的とした場合などにつきましては、施設の改修、そういったことが必要になるのではないかと考えられますので、その点については難しいのではないかと思います。

ただ、パンなどほかでつくったものを販売し、飲み物を提供するような、そういった形態であれば可能なのかなとも思いますので、そういったことにつきましては、商工会などでも進めているその創業セミナーとかございますので、そういったほうとも連携が図られてそういったことが可能なのかどうか、こちらのほうもちょっと研究して話をしてみたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 非常にちょっととつぴな考えだったかもしれませんが、考え方の基本としては、やっぱり民間の正規な収入もそろそろ、いろんな無理なく少しずつ獲得していければ、むしろ若い人たちに焦点を、フォーカスを当ててやっていくことが、行政、公共行政とはいえ、ぜひその辺を一緒に考えていただければいいかなと思います。

いわゆるこじやれた、若い人でもそうですけど、こじやれた感じのもの、やっぱり見た目やセンスというのはすごく大事だと思うんですね。今までちょっとこういうところがあるのかというようなものって、意外と若い人も女性は特に飛びつきます。

やっぱりそういったことで、今、産業経済とつなげてやっていけないかというお答えもありましたけれども、やっぱり横と連携して、就業支援、就業しようとする

ような方のチャレンジショップ、この後にも話しますけれども、これは次項のほうで話しますけれども、考え方を少しいろいろみんなで頭を柔らかくして、またほかやがやっていないなくても、1番バッターでもいいのではないかと思います。試験的にやってみるのもいいのではないかと思います、僭越ながらこのような考えをお話させていただきました。取りつけることはまたぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、この件につきまして、まとめの考えを添えました上で、町長からのお考えも伺いたいと思います。

エコールみよたは多機能性を有する町の社会教育文化の公共拠点です。運用の中、その運用の中では施設維持管理費、町民への受益者負担とリンクするのには、これは膨大な、社会教育施設では膨大な維持管理費が年々かかっておりますけれども、それとイコール、リンクするのにはもうだんだん無理が来ているのではないかと思います。

本当の公平性を見た場合、基本的には少し切り離していくべきと捉えます。加えますと、町民や公民館グループでの生涯教育活動が認知症予防を、真に健康寿命のただいま申しました延伸にもしっかりと結びついていることは、町長も既にお気づきのはずだと思います。町が予算組み、推進する保険事業、予防事業からの決められたメニューに取り組むのも素晴らしいことだと思います。

一方、自主的な健康管理で、生活、運動し、好きな趣味の文化活動にぎりぎりまで取り組む人、全くそれらとは別に、マイスタイルで生き生き生活をされる方、個人個人、それぞれのライフスタイルの選択です。町にとってはどれも保健医療の観点からありがたいことです。

また、若い世代が少人数単位で気軽に語り合える場などに対するこの提供できる料金設定へぜひ検討いただきたいと思いますのですけれども、町長のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

いろいろな提案をいただいておりますが、確かに開館からもう17年ほどですか、たっているということを見ると、この施設をつくったときの時代と今の時代では

いろいろな面で大きく変化しているということは、確かにあるかなというふうに感じます。

ですから、そういうことからいうと、今の時代にあったある程度の改革というものはきっと考えなければいけないのではないかというふうに、その点は今のお話を聞いていて感じたところです。

内部では何もこの点について議論したことがないので、ここでは何とも申し上げられませんけれども、ある程度、そういう20年来の時代をへていくこの時代の変化に対応したエコールのあり方というものをちょっと検討をしてみる必要があるのかなと。

ほかの新しい施設なんかもほかでできていますから、そういうところがどんなふうになっているのか、そういうことも含めて取り入れられるところがあれば、それは研究に値するのではないかと思っておりますので、その研究については教育委員会に指示をしたいというふうに思います。

もう一点の、貸館使用料の値下げという問題なんですけれども、私の記憶では、この値上げではなくて、いわゆる減免率を8割から5割に下げたということの理由は社会体育施設の使用料とあわせた（発言する者あり）ちょっと済みません、そこら辺の記憶が定かでないんですけれども、ですから、それをその変更するということになる、やっぱり変更する理由とか根拠とかいろんなこれまでの経過とかが、つまり前回減免率の変更を行った経過とかのそういうものと整合性がとれるようにする必要もありますので、その辺を、もう一度ちょっと当時の状況をもう一度検証して、なかなかこの料金体系を変更するというのは、そう簡単にできることではないので、ちょっとこの点も研究材料にしていきたいと思っておりますけれども。

ただ、実際に、エコールみよたがだんだん老朽化して、経費的にもいろんなところの改修が必要になってくるという、財政的な面からの負担増というのは、間違いなく大きくなっていくということは、これは事実ですので、そういう点を含めて料金設定というものも考えなければならないかというふうに思います。

それから、エコールの利用が減ったということで、いろいろ社会教育活動が衰退ではないんですけれども、減少しているのではないかという御指摘もありましたけれども、一方で、9つの世代間交流センターを各区につくりましたけれども、ここでの利用は増えている利用者とかいろいろな面で、今までにない利用がされていると

いうことを考えると、単純にそういう社会教育活動といえますか、いろいろ趣味の活動ですとか、いろんなことがエコールではなくて、近くの世代間交流センターが活用されているということも考えられますので、そこら辺の状況というものもやっぱり見て、地域の人たちにとってはエコールに来るよりも恐らく近いところの世代間交流センターのほうが活用をしやすいという面があるのかなと思いますので、その辺も見て全体がどうなっているのかということ把握していきたいと思っております。

お答えとしましては、20年ほどたつこの時代の流れに、ある程度対応した改革というものを研究していきたいということがお答えとなります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 町長、苦しい胸の内をいろいろお話いただいた実態に向けたお考えなんですけれども、もし研究をしていただくなら、参考として、佐久市にできました新しい創錬センター、あそこが中央公民館の役割ですね。一番新しいところで私たちが認識するのはそこですけど、そこも中央公民館という役割ですので、公民館グループ、そういったところには施設使用料は実費、暖房料とかそういう以外はとらないそうです。

そういう今、私が今までずらずらと述べてきた理屈っぽくて済みませんけれども、公民館の意義ということですね。また、各地にあるそれぞれの分館、交流センターというのは、またそれは地域の分館で、実態としてはやはりそこをしっかりと地域活動の中で使いますけれども、エコールみよたは、やはりまた違う意味合いなんですね。

さきも述べましたけれども、町内から、ここの趣味をするにはここの地区の人だけでは、この生きがいをするには集まらない部分というのは、それこそ1万5,520人の御代田町の中で、やっぱりそれはこのコンパクトの中で人が集うというのは、また今も、再三申し上げますけれども、やっぱり心が華やぐ、そしてそういういった場でなければ言えないんです。

そして、その場がやっぱりあるということが、皆さんのやっぱり心の力になっているのでございますので、それから今も負担増となりましたけど、そうしますと、どんどん老朽化していくことを、その負担する人に全部かぶせていくというような

理屈になると思いますので、ちょっとその辺は、先ほど出ましたけれども、ちょっとリンクをするのは厳しい状況かなと思います。

でも、今町長のお話の中に、時代に合わせた改革もしていく必要があるということで、本当に使用料の減免、一人一人、一グループグループにしてみれば大したことはないのかもしれませんが、公平、本当の部分の、本質的な意義に少し立ち返っていただいて、高齢者社会に、また若い世代にも使って、使いやすいエコールみよたをみんなで愛して継続していければと思います。

2件目に移ります。町内中小企業への新たな振興策について、私自身、今期より町民建設経済常任委員会に異動を希望し、新たな勉強をさせていただいているところです。そんな中、役もあり、町内中小企業、大型企業の操業の現場に立ち会う機会を得、設備投資を中心に生産性を上げようと取り組む企業努力にまずは感銘を受けています。

町長が常時掲げる安心で健康の町の保持には確かな財源が、確保が必須であります。地元産業の推進は盤石な財政の基盤づくりに直結いたします。業績向上へ向け、積極的に操業する町内中小企業への新たな資源策を伺います。

そんな中、当町の本年度の予算編成では、町民税8億8,000万円のうち、法人町民税は1,300万円増の企業の実績にあわせて増の見込みで、1億5,000万円ということでございます。合計して8億8,000万円という予算が出されました。

ただいま国会のほうでも働き方改革について審議が紛糾しているところですが、同時に将来に向けたGDPの底上げや企業生産力の視点がまさに上位に包括されています。

予算委員会では、経済産業省内、中小企業庁管轄の地域中小企業への振興策を厚くするとともに政府の見解が出されています。事業メニューも既に自治体へ通達されておりまして。

なお、当町独自の振興支援策では、町工業振興条例第3条、これは平成17年に改定されましたけれども、奨励補助金があります。新設設備投資に係る償却資産に係る固定資産税について3年間にわたり100%、70%、50%ずつの減免となります。もちろん滞納や滞納なしや申請が必要、該当か否かの基準がありますが、多くの事業者が利用され還元されているところです。

そんな中、この町の支援策とリンクする、このほど2月に中小企業庁より示されました設備投資に係る新たな固定資産税特例ということが事業メニューが用意されております。私も足早ではありますけれども、引っ張ってまいりました。生産性達成条件などがあり、3年間の時限立法ですけれども、該当事業者にとっても町にとっても国が100%補助ということで、負担軽減になると捉えますけれども、取り組みのいかげは準備等あると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

今回の特例措置につきましては、昨年12月の平成30年税制改正大綱での決定を受け、本年1月23日に県内で初めて経済産業省から説明会が開催され、制度の概要が示されたところでございます。

大企業に比べて遅れていると言われておる中小企業の設備の更新投資、新規投資を固定資産税の減免と補助事業の優先採択とで促進することを目的とした制度であります。

現時点で入手できている情報によりますと、その順序といたしましては、まず3年時限の新法に基づく国の指針に対し、町ではどのように生産性を上げていくかを示す導入促進基本計画を策定しなければなりません。

対象となる償却資産に対して固定資産税の減免を受けるには、企業側も町の導入促進基本計画の内容に沿った先端設備等導入計画を策定し、それに基づき国の示す労働生産率3%向上のために必要な設備を導入することになります。このような手順を踏んだ上で、特例税率が適用されることとなります。

平成30年から32年までの3年間に導入した設備投資に対して固定資産税はその翌年から償却資産として課税されることとなります。

税収面では、最長で平成33年から3年後の35年までの5年間、減税の影響を受けることとなりますが、固定資産税減収分につきましては、その4分の3が普通交付税で補填される仕組みというふうに聞いているところでございます。

しかし、先ほどにも申し上げましたが、町だけではなく企業側にも計画策定が求められ、さらに労働生産率向上に係る数値目標も明確に示されているということから、町が特例措置の実施に例え踏み切ったとしても、企業側の反応はまだ読めない

というのが現状でございます。

一方、町で工業振興条例による工業振興奨励補助金、または商工業の振興条例による商工業振興補助金により、先ほども説明いただきましたが、固定資産税相当額の補助を行っています。

このことも踏まえ、現時点では国からの導入促進指針というものがまだ示されていない中で、前段における検討段階ではありますが、かかわりのある企画財政課、税務課と調整を行い、また中小企業の先端設備等導入計画は商工会等も連携して策定ということになりますから、御代田町商工会も交え、産業振興上、有益な制度であるかどうかを検討して、国の動向にも注視しながら、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、前向きにというお言葉をいただきましたけれども、なにせ私もときどき足早なものを引っ張ってきて提案するときがあつて、僭越ですけれども、情報が早く、こちらもう既に通達が来ておりますけれども、同じ市町村の中で早目の準備をしてその申請の該当があるなしにかかわらず、準備体制ができれば希望者、申請者に対して対応できるのではないかと思います。

このたび商工会のほうにも行っていろいろお話を聞いてまいりました。商工会独自でも国が示す、直轄で示す中小企業、持続化交付金、持続化補助金なども3年、4年とやっております。ただ、その中では、それは基本的には小規模事業者なんですね。ですので、20人以下とかそういったものの申請で商工会の担当者が直接国の説明などを受けて、町を通さなくて大丈夫な事業でございますのでやっておりますけれども、ぜひそれも全体のちょっと今数値のものを置いてきてしまいましたけれども、本当に全体の中の本当に十五、六%とか、本当に10%そこそこのものもありますし、事業者としても1年間、10とかそのような感じで該当事業者も申請に係る手続きなどもあります。

そんな中、やはり、中小企業というのは、50人以上の、一応多分50人以上の事業所ですよ。そうすると、そうした中での企業の中でも補助金の中、漏れる事業者の方々がいます。製造業の、少し大型な製造業でもなく、中小企業の支援ということもあわせて、町のほうで支援できるメニューがありましたら、ぜひ積極的に連携してやっていただければありがたいなと思います。

それでは、最後につきまして、あと10分になりましたので、3番目、最後です。テレワーク、IT個人事業など新業種への空き店舗や空家利用助成などの支援の考えはということでお示ししましたが、ここでテレワークというのは、大企業、いわゆる大企業がその従業員に対してテレワークで仕事をしていてもいいよと、働き方改革にあわせた文言でございますので、多分うちのほうではそれに該当するようなことで居住されている方というのは、私もまだ調べていないので、ちょっとこれまたテレワークという言葉よりもむしろサテライトオフィスやそういった感じのイメージのものにつなげていただきたいと思います。

生産年齢人口の増加に向けた移住定住につながるという願いを持ち、提案と問い合わせを申し上げます。

通告では指名しましたが、業種に限らず、今申し上げましたサービス業やチャレンジショップなども含め、コワーキングスペースへの有効活用への施策が今後効果を持ってくと捉えますけれども、そんなことも踏まえて、今後の見通しも含めていかがお考えになるのかお示してください。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

現在、空き家の解消及び有効活用を目的に、昨年制定いたしました御代田町空き家改修等補助金交付要綱により補助を行っています。これは、専用住宅の改修費用はもちろんではございますが、店舗または事務所等が併設された空き家の改修についても、居住のように供する部分は対象となり、補助できるという制度でございます。

井田議員の御質問は、テレワーク、IT個人事業など新業種事業者への空き店舗、空き家利用助成などの支援ということですが、移住定住促進のための一つの手法としては、自然豊かな地方での働き方を提案し、それに当たり町で後押しできないかという趣旨かと思えます。政府のまち・ひと・しごと創生会議資料によりますと、20代から40代の年齢層の男女が移住をする上での不安、懸念をまず働き口が見つからないとしていることから、これを解消する上でも、新たな働き方の確立は有効な手立てだというふうに考え、空き家の改修補助もさることながら、先ほどの工業振興条例による奨励補助金、または商工業の振興補助金等、さらには固定資産税相当額の補助制度等、十分活用していただけるよう当事者にはできる限り

のサポートをしていきたいというふうに考えております。

また、長野県ではクラウドファンディングという活用促進事業として、クラウドファンディングを活用し、新たな商品、サービスの開発やファンディング、手づくりを行う事業者を支援しています。

クラウドファンディングはウェブを活用し、大勢の人から資金調達する仕組みですが、その資金調達のみならず、テストマーケティングや顧客づくりにも有益となります。新たな商品やサービスの提供を考えている事業者、創業者が自己資金や金融機関融資に加えてクラウドファンディングを活用するということで、事業の円滑な推進が期待されています。今月にも長野県共催で活用セミナーも開かれるという予定だそうです。

ハード面におきましては、遊休の公共施設や空き工場を使用してテレワークが可能オフィスとなるような建物内でのWi-Fi利用可能なネット環境を整えるITインフラの整備、内装工事、駐車場整備などを国の補助制度を使って活用しているというような例もございます。近隣では富士見町がその地域再生計画の一環でテレワークを活用したサテライトオフィスやホームオフィスに積極的に取り組んでいるということから、先進自治体の取り組みと都会の方々などからの需要結果をもとに検証して広角的であれば取り入れていきたいというふうに現在考えております。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 課長が今、クラウドファンディングやWi-Fiの整備など、私が今提案しようとしたようなこと、積極的におっしゃっていただきまして、非常に期待するところであります。

他町村の自治体でも改修費用の補助金や家賃補助などを行っているところもありますけれども、補助金等もいろいろ国、県からの補助金等を使いながら、有効に使って、そのお金に限らず、結果的にはお金がかかることもありますけれども、Wi-Fiの整備などありますけれども、実質もう少しの負担で支援できるかと考えます。

私の知り合いでも何人かそういう方がいまして、なんと小諸や軽井沢で独自の制度を使っている人もいれば、独自にやっているんですけれども、小諸市におきましては、庁舎の入り口の、庁舎の中の、八十二銀行がある近くでお弁当をやりました。それ本当に御代田町の方です。2年間やりまして、家賃の優遇を受けまして、軌道

に乗ってきて、そしてまた向かいの場所で店舗展開をしているという例もありますし、その他もあります。ちょっと時間がないので、御紹介しようと思いましたが、ほかがやっているからそうだとするような視点ではなく、ぜひ御代田ならではの支援の仕方があると思いますので、ぜひよろしく前向きに検討していただければ、私もできることは何かやっていきたいなど、お手伝いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告8番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。

通告9番、池田るみ議員の質問を許可します。池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 通告番号9番、議席番号5番、池田るみです。

新庁舎も完成し、5月連休明けから供用が開始されます。この議場での一般質問の最後の最後となります。

この4年半、一般質問等をさせていただきました議場に感謝をしながら質問に入らせていただきます。また、議長のほうより許可をいただきましたので、今回提案するものについて掲示をさせていただきながら質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1件目、災害時の要支援者の支援についての質問に入らせていただきます。

3月11日は東日本大震災から7年目を迎えます。被災地では鉄道や道路などの復旧復興が進んでおりますが、ことし1月16日現在、なお、全国への避難者は7万5,206人に上ります。なりわいの再生やコミュニティの再構築など、暮らしに直結する分野の復興が遅れ気味であります。全ての被災者が1日も早く日常生活を取り戻せることを願っております。

その7年前に発生しました東日本大震災で被害に遭われた65歳以上の高齢者の犠牲者は約6割を占めました。また、避難警告が聞こえない、目が見えない中、1人では逃げるのは無理など、多くの障害者の声があり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。

この教訓を踏まえ、災害時の避難に支援が必要な要支援者への手立てをどう確保していくかが防災対策の重要な柱となり、2013年の災害対策基本法の改正で、市町村に要支援者名簿の作成が義務づけられました。全国の市町村では、現在、要

支援者を名簿化する作業が進んでいて、総務省、消防庁の調査結果によると、名簿を作成済みの市町村は、昨年6月1日時点で全体の93.8%に達し、前年4月1日時点より9.7ポイント増えており、要支援者の安全安心を守る基盤が整いつつあります。

御代田町でも名簿が作成され、避難支援などの関係者への情報提供に同意をした方の氏名や年齢、住所、支援を必要とする理由などが記載されています。

災害時、町はこれらの情報を避難支援等に関係機関に伝え、要支援者の救護に役立てることとなっておりますが、災害発生後、どこにどのようにして情報を伝えていくのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

池田るみ議員が今おっしゃったように、平成25年の災害対策基本法改正において名簿の作成が義務づけられまして、町が避難行動要支援者名簿を作成し、関係者に名簿を提供することとなり、関係者が互いに協力し合い、高齢者や障害者などを災害から保護することがこの名簿の目的でございます。

名簿は、毎年1月1日を基準日として更新し、災害に備えて町で保管しております。

災害が発生、または災害が発生する恐れのある場合において、高齢者や障害者の名簿登録されている方たちの避難行動、要支援者名簿に対して災害から保護する必要があると認められたときは、避難支援者等の関係者、これは佐久警察署、御代田町消防署、御代田町社会福祉協議会、御代田町消防団、区長、民生児童委員に対して名簿情報を提供することができるとしております。

平成30年3月1日現在の登録者は1,548名となっております。ただし、該当内容で重複しておりますので、実際の人数は1,366名でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 災害発生後にこの名簿を、今言われました関連機関に伝えていくということではありますが、やはり災害が発生してからでは、関連機関に情報を伝えていくには時間がかかってしまうことが予想されます。

2014年11月に県の北部を震源に発生した地震の際、白馬村では震度5強の揺れのため、多くの家屋が倒壊した大震災にもかかわらず1人の犠牲者も出なかったのは、災害時住民支え合いマップを整備して、有事の際に誰が要支援者の安否確認をするかをあらかじめ話し合っていたことから、救援活動が円滑に進んだことにあります。

平時から要支援者の名簿やマップを区など地域で活用することができ、情報を共有していれば、災害時に要支援者の名簿やマップが手元になくてもすぐに救援活動に生かすことができると思います。

個人情報扱いなど、平時は外部に名簿情報を提供することは難しいのかもしれませんが、平時からの情報共有も必要と考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

今、池田議員のおっしゃったように、平時からこの名簿を区などに設置してあって、すぐそこで対応できるということはとても望ましいかというふうに思っております。

本来でしたら、そのような対応が最も望ましいと思いますが、やはり個人情報の視点から、区の中でその情報をきちんと管理することが、今、課題となっております。現在は町のほうで管理をさせていただいている状況となっております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） やはり個人情報の問題などもあって、平時の情報提供は難しいということでもあったわけですが、先ほど1月1日にいつも更新をしているということで、新たに要支援者の名簿を登録された方の情報などは、区とか、民生委員とかには必ずそのときには言っているのか確認のためにお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

その都度言っているというわけではなくて、やはり名簿の中での記載ですので、その名簿をきちんと整備をして、何かあった災害のときにすぐそれを役立てられるというような仕組みでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） そのつどは言っていないということでありました。

民生委員さんにやはり確認をしましたら、最初的时候には名簿を見せていただいたということでお話がありました。そのあとは亡くなった方とかいらっしゃるんだけれどもそのままの状況で、要支援者がどのぐらいなのかというのがわからないような状況があるようなお話を聞きましたので、今、質問をさせていただいたわけですが、ぜひこの辺もまたちょっと考えていただければということも思いました。

次の質問のほうに移りますが、福岡県東峯村では、去年の7月の九州北部豪雨の際、要支援者の避難が円滑に行われました。これは、普段から要支援者の名簿をもとに要支援者を手助けするサポーターを設定して、避難訓練の中でサポーターによる避難支援や危険箇所の確認などを行っていたことが大きかったと言われております。

行政は、個人情報扱いなど要支援者本人の同意を得ない限り平時は外部に名簿情報を提供することは難しいと思いますが、要支援者だからこそ地域で連携して事前に避難方法を想定しておくことが必要だと思います。

自主防災組織や町で行う防災訓練などで要支援者参加型の訓練はできないのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まずはじめに、当町の自主防災組織の設立状況についてお答えいたします。

塩野区で平成24年、三ツ谷区で平成28年、広戸区・平和台区でそれぞれ平成29年、この4区で既に設置されているところでございます。

その他の防災に関する組織としまして、西軽井沢区には自衛消防隊がございます。

現在、そのほかの区においても設立に向けて区の役員会などで協議をいただいております。馬瀬口区、清万区においては、具体的に自主防災組織の設立に向けた準備会等が立ち上がっております。設立の準備を進めていただいております。

御質問の要支援者参加型の訓練につきましては、去年、新聞にも掲載されました

とおり、塩野区が独自で実施している防災訓練の中で、区内にあります宅老所たっちゃん家と協力しての訓練が実施されているところです。

具体的には、大雨による土砂災害を想定し、塩野区自主防災組織の中にある避難誘導班の方々がたっちゃん家に入所されている方々を世代間交流センターまで避難誘導するという訓練内容でした。

なお、先ほどの1点目の質問の中で名簿の件もございましたが、塩野区、三ツ谷区におきましては、独自の区内の要支援者の方々の世帯状況等を把握するために、避難勧告等が発令された際に支援が必要なのか、不要のかなどを記載しておく現況表というものを作成しまして、組織独自でも要支援者の方々の把握をされているところでございます。

各自主防災組織における要支援者参加型の防災訓練の実施や訓練前の要支援者の方の把握等の準備、また、マップというお話も出ましたけれど、そちらの作成につきましても、現在あります御代田町自主防災組織活動育成事業補助金、こちらのほうもご活用いただきながら作成していただき、組織力の強化につなげていただきたいと考えておりますし、担当係のほうではその作成の支援等も具体的に行っているところでございます。

もう一つ、来年度の町の総合防災訓練につきましては、29年度は消防団の主催でございましたが、30年度は町の主催で実施することとなっております。その内容について、担当係で検討を始めたばかりでございますが、来年度、小沼地区での開催の順番となっておりますので、やまゆり公園を中心とした訓練を想定しております。

要支援者参加型の訓練としまして、宅老所たっちゃん家との連携については、また、塩野区や町の社協等とも今後相談しながら、町の防災訓練の中の1つに加えられるのかどうか検討していきたいと考えております。

また、ほかの市町村の防災訓練を見ますと、ギブスですとか、おもり等を使用しまして、要支援者の疑似体験をするというような訓練を実施しているところもございます。要支援者以外の方々がみずから疑似体験をすることによって、要支援者の方々がどのような支援を必要としているのか、相手の気持ちを理解した上で要支援行動ができるようにということのようで、こちらのほうについても、関係者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

かさねがさね何回か申し上げておりますが、自主防災組織の重要性につきましては、平成28年の熊本地震におきましても、より具体的に実証されているところでございます。当町としましては、既に設立されている自主防災組織の訓練の充実とともに、引き続き新たな自主防災組織の設立に向けまして、個別相談や区の役員会の説明などの支援をしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） やはり自主防災組織ができているところではこのような訓練ができていたり、名簿などもその組織でつくってあったりということで、非常に災害の際には役立つのかとは思っておりますが、まだ自主防災組織のできていない区に対しては町のほうでも補助金も出していただいているという中で進めていかなければ、この点は、また進んでいかないのかという感じを受けます。

また、町の防災訓練の中でも疑似体験を含め、また検討していただけるということでもありますので、ぜひ、またよろしく願いいたします。

次の3点目の質問に入りたいと思います。

障害者など支援を必要とする方の避難行動の際に役立つヘルプカードというカードがあります。こちらなんですけれども、折りたたむと名刺大ぐらいになるんですが、これは軽井沢町で配っているものであります。東京で普及し、全国で広がり、軽井沢町ではことし1月から希望者に配布を始めたものを、軽井沢町のホームページからダウンロードして持ってまいりました。

このヘルプカードは、災害発生時などに周囲の手助けを求めやすくすることを目的としていて、軽井沢町では要支援、要介護認定を受けた人や妊娠中の女性の利用を想定して作成してあり、用紙には、名前や生年月日、住所をはじめ障害や病名、連絡先などを記し、主な病状や手伝ってほしい事柄にしるしをつけて名刺大に折りたたむことができるようになっております。そして、表部分には、赤字に白い十字とハート形が描かれてヘルプマークが印刷されております。

町の保健福祉複合施設の木もれ陽の里等で配ってまして、町のホームページからもダウンロードができます。

当町でも町独自のヘルプカードを作成し、配布をしていただきたいと考えますが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

今、ヘルプカードにつきましては、池田るみ議員のほうから細かい説明がございましたので、それについての導入をということでございます。

長野県内でも幾つかの自治体が許可を得てヘルプカードの作成を行っている聞いております。町としましては、近隣で今お話がありました軽井沢町が1月から希望者にこれを導入しているということでございますので、今後も県または軽井沢以外の近隣の自治体等の動向を見ながら検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今、課長のほうから近隣の自治体や県の動向を見ながらというお話があったわけですがけれども、このヘルプカードに使用してあるヘルプマークは、内部障害や妊娠初期など、外見では判断が難しい方が周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるマークであります。全国に先駆けて2012年10月から東京で作成しまして配布が始まりました。

昨年12月6日現在、16の都道府県で無料の配布を実施し、市町村事業として配布する自治体も増えております。また、長野県でもヘルプマークの導入を目指しまして、2018年度の当初予算に盛り込まれ、審議がされております。また、昨年7月には、ヘルプマークが案内用図記号を規定する国内規格JISに追加され、公的な意味合いを持ち、導入が進んでいっております。

しかし、認知度が追いついていないのが現状です。ヘルプマークの認知度と理解を広げるために、まず、ヘルプマークというものがどういうものが周知をしていただきたいと考えますが、お考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

ヘルプマークにつきましては、今、池田議員のほうから説明がありました。

ヘルプマークにつきましては、著作権が東京都に帰属しておりまして、行政及び事業者が使用する際は、東京都福祉保健局の作成活用ガイドラインにより、マークの大きさや作成素材等が決められ、作成には申請が必要とされております。

ヘルプマークは、現在、東京都から18道府県が許可を得て使用していると聞いております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今、ヘルプマークの状況は何ったわけですけれども、理解を、ヘルプマークがどういうものを示すかがわかっていないと、なかなかいけないと思うんです。

認知度と理解を広げるための周知をしていただきたいたいということで質問をさせていただいたわけですが、その点について、ちょっと答弁がなかったようなんですが、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

ヘルプマークにつきましては、そういった状況でございますけれども、先ほどのそのヘルプマークの図を使用したヘルプカード、それについて当町は少し導入について検討していきたいというふうに私もお答えしておりますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。ヘルプカードの導入に向けて、また前向きに検討していただく中で、また考えていただきたいと思っております。

そうしまして、次の質問のほうに入らせていただきます。

災害時に周りの方の支援を求めることができるヘルプカードのほかに、災害時の援護用バンダナという災害時のコミュニケーションツールがあります。こちらのバンダナなんですけれども、こちらは愛媛県のほうでつくっているバンダナです。

一見、聴覚障害者は健常者に見えるので、避難が遅れてしまうという可能性があります。聴覚に障害があると音声情報は入ってきません。周りの方のサポートが必要です。

この援護用バンダナなんですけれども、こちらなんです、このように半分に、三角に折っていただきまして、1つは耳が聞こえませんが、もう片方が手話ができませんということで、耳が聞こえない方はこちらを出してつけていただいて、また、手話ができる人は反対をつけていただくというものであります。

また、常時このバンダナですと折りたたみができますので持ち歩いていただけます。災害とかで血が出た場合には止血にも使えますし、火災の場合には口に当てて

ハンカチのかわりに煙から身を守ることもできます。

災害時のこのような援護用バンダナの導入もぜひ考えていただきたいわけですが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

災害時に聴覚障害の方が周囲から手助けを受けやすくすることを目的とした援護用バンダナ、今、池田るみ議員がお示ししていただきましたけれども、そちらにつきましても、導入している自治体の状況をお聞きしまして研究してまいりたいと思っておりますが、現在の段階では、特に導入する考えはございません。

町といたしましては、先ほど答弁していただいたように、やはり周囲に自己の障害への理解や支援を求めるヘルプカードについて少し検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 要支援者の災害時のコミュニケーションツールというのは、本当に必要だと考えております。

要支援者の災害時のコミュニケーションツールは、この援護用バンダナのほかにいろいろとあるわけでありましてけれども、例えば、ちょっと見にくいかもしれないんですが、こちらなんですけれども、ヘルプマークの入った防災備蓄ベストというものがあります。このヘルプマークの下には、マジックなどで伝言、メモが書けるようになっておりまして、聴覚に障害があるなど書くことができます。参考価格としましては、100枚入っておりまして2万3,000円です。

町では、このようなコミュニケーションツール、何か用意がされているのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

今、さまざまな提案をしていただきましてありがとうございます。

特に導入は今しておりませんので、また研究してまいりたいと思っておりますので、また御助言をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。

要支援者の災害時のコミュニケーションツール、まずは先ほどから言っていましたヘルプカードについて検討していただくということも答弁にあったわけですが、避難時や避難所での要支援者の支援に大変に役立つものでありますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

1件目の質問は終わります。

次に、2件目の子どもの交通事故防止のための質問に移ってまいります。

こちらの質問につきましては、午前中の古越雄一郎議員のほうでも質問がありましたので、少し重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

交通事故の調査研究を行っている公益財団法人交通事故総合分析センターが、一昨年6月に公表をした分析レポートに、特集、子どもの歩行中の事故、小学校入学時に歩行中の事故が急増、入学までに十分な安全指導とありました。

このグラフなんですけれども、これが27年に発生した歩行中の交通事故による死傷者数の年齢別に示したものです。同センターの分析によりますと、平成27年の死傷者数の全体数は5万6,962人で、そのうち死者数の70%、死傷者の32%を65歳以上の高齢者が占めているということですが、5歳刻みですと、年齢層で見ますと、死傷者数が最も多いのは、高齢者ではなくて5歳から9歳の部分で4,835人にも上ります。

そして、年齢をさらに細かく1歳刻みでの死傷者数は、成人では600人前後で、65歳以上では800人前後ですが、7歳児の死傷者数は1,400人と際立って多く、成人の2.5倍、65歳以上の2倍近くの数となっております。

7歳児は、小学校1、2年生に当たりますが、御代田町において、小学校1、2年生の交通事故件数、人数など、交通事故の状況はどのようになっているか、まずお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 小学1、2年生の交通事故の状況についてお答えいたします。

近年の小学校1年生の交通事故状況ですが、平成27年度は1年生1件、2年生1件の合計2件です。平成28年度は1年生1件のみ、今年度については発生して

ございません。いずれの事故も、児童の不注意による飛び出しが原因によるものでした。

池田議員がおっしゃるとおり、この調査結果を調べて読みました。この中では、幼稚園や保育園に通っている間は大人が送り迎えをして、帰宅後も大人と一緒に行動することが多いと思われる、その一方で、小学生になると児童だけで登下校して、帰宅後も子どもだけで行動する機会が増えることから事故が増加しているというふうに分析されておりました。

また、死傷者数については、7歳のときに急激に増加したあと、そのまま推移するのではなくて、すぐに減少しているという点に注目して、7歳を過ぎても登下校の頻度や外で遊ぶ機会は変わらないにもかかわらず死傷者数が減少したということは、子ども自身が危険な状況に遭遇し、その経験を通してどのような行動が危険なのか、みずから学んだことで8歳児以降は減少しているのではないかというふうな推測もされておりました。

教育委員会では、午前中も古越議員にお答えしたとおりですが、小学校では交通指導や登下校時の指導を繰り返して行って、しっかりした理解と安全な行動を取れるよう、指導を積み重ねていく必要があると感じております。

1、2年生のみならず、他の児童生徒につきましても、交通指導を引き続きしっかりと行ってまいります。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 次長も調べていただいたということで、ありがたいわけですが、次の質問のほうに入ってまいりたいと思っております。

同センターの統計によりますと、平成23年から27年までどの年においても7歳児の死傷者数をもっとも多くなっています。また、日本の総人口の年齢構成の影響を考慮し、総人口10万人当たりの死傷者数を計算しても7歳児の総人口10万人当たりの死傷者数は140人で、全年齢で算出した値の46人の約3倍にもなり、7歳児のピークははっきりとあらわれております。

そして、分析では、7歳児の事故が73%が日中に発生し、日没前後の時間帯を合わせると93%に上ります。また、平日の死傷者数は土曜日の2倍、日曜日の2.5倍となっております。7歳児の交通事故のほとんどが平日の明るい時間帯に

起きているとも言えます。

そして、子どもの交通事故の多くが自宅から半径1 km圏内で発生しているとしています。また、保護者などが行動に注意している6歳児、また、自分で比較的安全な行動が取れるようになる8歳児に対して、その中間の7歳児は急激に活動範囲が広がることもあり、交通事故に巻き込まれやすいと推測をしております。

そして、7歳を過ぎて8歳から死傷者数の数が急激に減っていて、このことは、子ども自身が事故には至らないが危険な状況に遭遇し、そのヒヤリハットの経験を通じてどのような行動が危ないのかを学んだことで死傷者数が減少しているのではないかと分析しております。

以上のことから、小学校入学前に子ども自身がどういう行動が危険であるかを学び、1人で行動できるための準備が必要であると提言をしております。そして、保育園や幼稚園のころから交通安全のための行動やできるだけ危険な道路を意識させるようにしたほうが良いと呼びかけております。

そこで伺います。保育園での交通安全教育の現状と交通安全対策について伺います。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

保育園、やまゆり、雪窓、公立保育園でございますけれども、長野県の交通安全教育支援センターから交通安全教育指導員を派遣していただきまして、年2回、5月と10月、保育園で交通安全教室を実施しているという状況でございます。

5月につきましては、保育園のホール、ですから室内でパンダのぬいぐるみを着た交通指導員のお話を園児が聞いております。愛称パンちゃんということで、子どもたちに親しまれているということでございますが、そういった雰囲気の中で横断歩道の渡り方、それから、シートベルト、チャイルドシートをつけることの重要性等について学んでいるということでございます。

それから、10月は園庭に信号機と横断歩道を設置いたしまして、園児が実際に渡り方の実践的な体験をしておりまして、御家庭には、園日よりやクラス日より等でこういった安全教室をやるというお知らせをしておるところでございます。

また、保護者の皆様には、お子様を送り迎えに来られた際に、教室当日の様子をお伝えしているというようなところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 保育園のほうでも5月と10月に交通安全教室などを行っていたというので、本当によかったと思っているわけですが、本当に保育園での交通安全教室は必要ですが、やはり、家庭での日常的な交通安全教育がまた重要と考えております。

先ほどのセンターでの提言でも、例えば、小学校の通学路の中で道路幅がせまいののに車の交通量が多い場所や事故が起きやすい危険な交差点を子どもに見せておくことが交通事故防止の対策になると説明しています。

交通心理学の専門家である大阪国際大学の山口直範准教授は、子どもの視野の狭さを指摘し、発達上の特性を踏まえた安全教育が必要であるとし、横断歩道は左右を見てから渡ることを徹底させても、子どもの目には車が捉えられていないかもしれないと指摘しております。この場合、「車が来ていないかちゃんと見てね」と左右を確認する理由をきちんと教えることが大切であるとしています。

また、山口准教授は、今は大人が子どもを交通事故から守ろうという気持ちが強すぎて、子ども自身の危険に対する感受性が養われづらいため、ぜひ子どもに危険を考えさせる機会を日常的に設けてほしいとして、こうした教育は、一緒に自宅から通学路を歩くなど、家庭で簡単にできるとしております。

例えば、一緒に道路を渡るときにも、「お母さんがいいよと言ったら渡るんだよと言うのではなく、子どもに安全確認を任せれば、きっと子どもは期待に答えようとして、立派に安全確認をしてくれます」と語っております。

ぜひ、町内保育園におきましても、幼い命を守るため、家庭での日常的な交通安全教育が重要であることについて啓発を行っていただきたいと考えますが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） 今までやってきたことについて、まずはお答えしたいと思いますが、園児が家に帰ってから交通事故につながるような遊び方をしていた情報、これは地域からいただくことがございます。こういったような状況のときには、保護者に直接お伝えしまして、注意を促しているというところであります。

また、園の職員が時間外に園児の気になる行動を見かけたときにも、交通事故に遭わないよう、直接保護者に伝え、注意を促しているというところでございます。

保護者の皆様に対しましては、園だより等で、特にお迎え時、時々ちょっとお話なんかをされていて注意をそらしてしまうようなケースがあるということで、園児から目をそらさないようお願いしているというところがございます。

今、池田議員御指摘の危険を考える機会を、園児みずから考える機会を与える、一緒に歩いている際に、親のほうから注意してしまうのではなくて園児がみずから考えるような機会、こういったところは、また保育園のほうに伝えまして、園だより等で家庭への啓発に役立てたいというふうに考えましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） それでは、佐久市で昨年3月13日に入学間近の園児と小学校1、2年生の各保護者に対しまして、緊急メッセージと題し、啓発チラシを配布したのがあります。こちらなんですけれども、赤い見出しでパッと目に入るものがありますけれども、表面には7歳児が危ないことを強調するリスク7という大見出しとともにグラフを掲載しまして、先ほど見せたグラフなんですけれども掲載しまして、自分で安全確認をする力を育む必要性を訴えております。

裏面なんですけれども、ちょっと2枚でコピーしちゃったんで2枚になっているんですが、裏面には、安全確認の主役は子どもを強調し、保護者がやるべきことを提案しています。

このチラシは佐久市のホームページからもダウンロードができるようになっています。

7歳児の事故が多いことについて、小学校入学前後のお子さんを持つ保護者の方をはじめ、町民の方にも知っていただくことも必要であると考えます。

特に、この卒園、入学前の時期に、このような啓発を行っていただくことでさらに効果が上がると考えますがいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小山町民課長。

○町民課長（小山岳夫君） 御指摘のとおりだと思います。みずからの交通安全意識を育んでいく、こういった啓発、入園の前にまた育んでいく必要性も感じますので、今、掲げていただきました資料については、参考としてまた御提供いただけるとありがたいかと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひ、またこちらの資料を使いながら、町でも独自に考えたものでも構いませんので、啓発を行っていただいて、子どもが保育園から入学して小学校に行くに当たりまして、ぜひ、安全教育を家庭でもしっかりやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

先ほども触れましたが、子どもの視野はとても狭くて、大人の視野が水平方向に150度、垂直方向に120度あるのに対しまして、5歳前後の幼児の視野は水平方向に90度、垂直方向には70度と極端に狭いため、大人に見えていても、子どもには見えない場合があります。

こうした子どもの視野を理解し、交通事故防止につなげようと大人でも子どもの視界を体験することができる、紙で簡単に作れるチャイルドビジョン、これなんですけれども、幼児視界体験メガネがあります。これは愛知県の尾張旭市が2017年度から子どもを守るための交通安全対策として、市のホームページから同めがねの型紙をダウンロードし、組み立て、活用ができる取り組みが始まりました。

私もこのチャイルドビジョン、実際に体験したわけですが、普段見えている上下左右の視界が3分の2ぐらいになってしましまして本当に不安を感じました。子どもの視界がこんなにも狭いのか、子どもが横断歩道を渡るときには、首を左右にしっかり回しながら確認しないと車が見えていないということがわかりました。

この同市では、健康フェスタや市民祭などの交通安全コーナーでこのめがねを活用した啓発活動を実施しています。当町も、ぜひチャイルドビジョンなどのを活用しまして、啓発をしていただきたいと思いますと考えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 交通安全全般につきましては総務課で所管しておりますので、この件につきましては私のほうからお答えをさせていただきます。

チャイルドビジョンにつきましては、交通事故やその他のさまざまな子どもの事故防止のために限らず、子どもの視界を大人が体験することによって、子どもの気持ちに寄り添えるような子育て支援としての使い方もあるようです。

まずは町民課、保育園、幼稚園等と相談しまして、町で何枚か用意し、保護者を対象とした何らかの機会に体験をしてもらうなど、平成30年度実施に向けて検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 私たち車を運転する大人が子どもの視界が狭いということも理解していることが必要になってくると思いますので、ぜひとも30年度実施に向けてという前向きな答弁をいただきましたが、ぜひ、啓発のほうをしていただきたいと思います。思っております。

次の質問、最後の質問になるわけですけれども、子どもをはじめ、歩行者の安全を図るためには、歩道の整備が進むことが望まれます。町内では、29年度、上ノ林児玉線や東林大林線など、道路改良工事に合わせるなど歩道の設置も進みました。

また、歩道が設置できないところなどは、道路の路側帯を緑色に着色したグリーンベルトの設置も進んでおります。

グリーンベルトは、車のドライバーに視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としていて、グリーンベルト設置後、車の速度が遅くなってよかったという声を小学生のお子さんを持つ保護者の方からも伺いました。

町長の定例会召集挨拶にもありましたが、社会資本整備総合交付金事業で、歩道整備に伴う道路整備として、七口線の道路拡張事業に着手し、平成32年度の完成を目指すとなりました。

また、昨日の市村議員の質問の答弁にもありましたが、今後の道路歩道整備やグリーンベルトの設置工事の計画はどのように町は考えているのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 今後の歩道整備やグリーンベルトの設置工事についてお答えいたします。

現在、歩道整備を兼ねた道路計画ですが、第2次都市再生整備計画では9路線のうち7路線について、町単独事業では1路線に歩道を設置する計画で道路事業を進めております。

中学校周辺では、上小田井雪窓線や井戸沢最終処分場東側の上ノ林児玉線、町営住宅平和台団地西側の児玉荒町線、北小学校の通学に関しましては、現役場庁舎西側の塩野御代田停車場線、新庁舎北側の南浦3号線、馬瀬口八ヶ倉地区の八ヶ倉南裏線を実施しております。

また、地域の防災拠点となる豊昇地区世代間交流センター南側の久能梨沢線、児玉地区世代間交流センター東側の東林大林線について整備を進めているところです。

平成30年度から5カ年計画で実施いたします水原地区の七口線の道路計画でございます。こちら歩道の計画をしておるところでございます。こちらは南小学校や北小学校に関連する道路となっております。

グリーンベルトの設置の状況でございます。

これまでに10路線、約4,500mを設置してまいりました。平成28年度は3路線、1,942m、平成29年度については2路線、1,247mを設置しております。

平成30年度で予定しておりますのは、桜ヶ丘地区の道路を予定しております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 歩道整備とグリーンベルトのほうも、グリーンベルトも10路線進んで、30年度も桜ヶ丘地区で1路線、計画に入っているということで伺いました。

古越雄一郎議員の質問の中で、先ほど次長のほうからもお話がありましたように、通学路の安全点検を行う中で、やはり保護者の方とか、そういう方からの危ない場所ではないかということでグリーンベルトの設置も進んだというお話も伺っております。

伺う中では、まだ、保護者の方の中では、グリーンベルトがまだ欲しいと言っているところもあるようですので、一遍には進むことはできないとは思いますが、毎年、着実に設置のほうをまたしていただきたいと思っております。

歩道に関しても、本当に財源が必要になってくる部分でありますので、まずは30年度は七口のところ、30年度から34年度に向けて進むということで理解いたしました。

古越雄一郎議員からも子どもたちの安全対策の中で、登下校中の交通事故について質問があり、ヘルメットの着用についても質問がありました。次長の答弁の中に、学校とも話し合った経過もあるとお伺いしまして、以前に私も質問をさせていただいた中で、少し前向きに進んでいるということを思いました。進んでいるのかということで、ぜひまた、1日も早いヘルメット導入もできればいいと感じております。

子どもたちの安全対策については、交通安全教室とかソフト面、また、歩道整備、

グリーンベルト設置、ハード面、両面での対策がこれからも必要となってくると思
いますので、しっかりと着実に進めていっていただきたいことをお願いをいたしま
して、私の質問を終了させていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告9番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日は、これにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時22分